

平成25年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日）							
招集年月日	平成25年3月4日						
招集の場所	基山町議会議場						
開閉会日時	開会	平成25年3月5日	9時30分	議長	後藤信八		
及び宣告	散会	平成25年3月5日	16時45分	議長	後藤信八		
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別	
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	鳥飼勝美	出	
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出	
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出	
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出	
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出	
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出	
会議録署名議員	11番	林博文		12番	松石信男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	農林環境課長	松雪靖弘			
	副町長	田代正好	まちづくり推進課長	天本正弘			
	教育長	大串和人	会計管理者	毛利俊治			
	総務課長	小野龍雄	教育学習課長	内山敏行			
	企画政策課長	木村司	こども課保育園長	熊本弘樹			
	財政課長	城本好昭	健康福祉課主幹	緒方京子			
	税務住民課長	天本政人	健康福祉課主幹	原博文			
	こども課長	内山十郎					
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

日程第1

1. 大 山 勝 代

一般質問

- (1) 男女共同参画推進について
- (2) 安心安全な道路の整備について
- (3) 行き届いた教育推進のために

2. 林 博 文

- (1) 一般行政について
- (2) 農業行政について

3. 松 石 信 男

- (1) 非核・平和なまちづくりについて
- (2) 全ての要介護者認定者に障害者控除を

4. 河 野 保 久

- (1) 地域担当職員制度について
- (2) 町立小中学校合同創作劇について
- (3) アトラスけやき台の戸建て計画について

5. 品 川 義 則

- (1) 児童生徒の学力格差について
- (2) 老人クラブ活動の活性化と支援策について
- (3) 消防団について

～午前9時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。早朝から傍聴ありがとうございます。8番議員の大山勝代です。どうぞよろしく申し上げます。今回は3項目について質問します。

1つ目は、男女共同参画推進についてです。

2つ目は、安心安全な道路の整備についてです。

3つ目は、行き届いた教育推進についてです。

早いもので私の議員活動も6年になります。その間、23回の一般質問をしました。その中で、男女共同参画推進については今回で5回目になります。私としては大した進展を見出せないまま今日に至っています。なぜ実りも少ない男女共同参画推進をまた改めてするのか考えてみました。

戦後、憲法が変わり女性参政権が行使され、靴下と女性は強くなったと言われました。しかし、日本は依然男社会のままです。世の中のあらゆるところで女性差別があると私は感じています。昨年、世界フォーラムの男女平等度が発表されました。日本の男女平等度は調査をされた135カ国の中で101位、101番ととても低いです。国際通貨基金 I M F の専務理事のレポートがNHKテレビで放送されたそうです。私は見ていませんが、それによると日本は出産育児で仕事をやめる女性が6割以上。企業幹部もわずか。先進国でも突出して女性が活躍しにくい国と指摘しています。そして急速な高齢化と少子化で生産年齢人口は激減。G D P もだんだん低下してきている。もし、ほかの先進国並みに日本の女性が続けて働けば労働力低下にも歯どめがかかり、1人当たりG D P が4%もふえると試算されています。今、日本は経済も低迷し国力が落ちていると言われています。こんなとき今こそ男女平等度を高め、

女性の力を社会の中でもっと発揮させることが必要だと思います。これは国全体の問題ですが、こういう視点で地域から基山町の男女共同参画の現状と推進を考えることは有意義だと思います、再度質問することになりました。前置きが長くなりましたが、どうぞよろしくお願い致します。

そこで、8項目について質問します。

1つ、平成23年度につくられた基山町男女共同参画推進プラン及び基山町DV被害者支援基本計画策定後の基山町の取り組みとしてはどんなことがなされたか教えてください。

2つ、佐賀県内20市町の女性自治会長、そして審議会等委員の目標と登用数を示してください。また、自治体職員の管理職の女性比率はどうでしょうか。

4つ目、基山町はほかの市町に比べて数値目標も実数も低いのではないかと思います、それを町長はどう見ていらっしゃるでしょうか。

ことしの3月で課長が5人定年退職されますが、次期課長に女性がいらっしゃいますかお尋ねします。

6つ目、その登用のためにはどんな努力をされましたか。

7つ目、庁舎内で、また町民への男女共同参画の啓発のための具体的対策は何がありますか。また、その実行をどう計画されていますか。

8つ目、今後の基山町での女性参画推進への町長の覚悟をお示してください。

2項目めです。

私は昨年の6月議会で通学路の安全対策について質問をしました。その後の改善がどうなされたかお聞きします。

1、新聞報道でもありましたが全国で約6万カ所、佐賀県内の小学校通学路で危ないとされた箇所が775カ所確認されています。その中で基山町は何カ所ありますか。県内でそのうち歩道の新設や拡幅が必要だとされている箇所が103カ所あるとのことですが、基山町はありますか。

通学路の危険箇所については早急に改善すべきと思いますが、そのための対策をどう立てていらっしゃいますか。

3つ目、別の観点からですが一般生活道路の改善についてです。地域からどういう改善のための要望が上がっているのでしょうか。

その要望の中で私の住む地域のことで恐縮ですが、神の浦地区の一部残っている側溝ぶた

の設置の計画はありますか。

最後の項目です。

基山3校の平成25年度の新1年生も含めた学年別児童・生徒数と学級数を教えてください。

基山町の行き届いた教育推進のための具体策を示していただきたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

それでは、大山勝代議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1項目、2項目を私が答えさせていただきます。

1項目めの男女共同参画推進についてでございます。

（1）平成23年度につくられたこのプラン及び支援基本計画策定後の取り組みとしては何をしたかということでございます。まずは役場内の推進向上を図るために、各課1名の男女共同参画推進員を選出し、各課の取り組みについての達成状況を調査し、これからの取り組みと問題点について協議を行っております。また、全職員を対象に研修会を本年1月に開催をいたしております。

（2）の県内20市町の女性自治会長、審議会等委員の目標と登用数を示せということでございます。県内20市町の女性自治会長、審議会等委員の目標と登用数は、ちょっと項目多く長くなりますけれども、調べたところでお答えを申し上げます。まず、審議会等委員の目標値、これはパーセントでございます。それから自治会長数、そのうちに女性自治会長数が何人かということ。それから、審議会委員等の目標、総委員数、そしてうち女性委員数が何名かということでございます。まずそういう項目の順で申し上げます。

佐賀市が目標値42%、自治会長数が663、女性が26、審議会等の総委員数が1,459、そのうち女性が559名でございます。

唐津市、その順番に申し上げますと、35%、それから112人、女性ゼロ、それから総委員数が1,517、うち女性512名。

鳥栖市が目標値35%、それから自治会長数が76、女性が2、審議会で821、女性が281でございます。

多久市が40%、それから自治会長数が104、女性が1、それから審議会の目標が549、それとのうち女性が179でございます。

伊万里市が35%、181、3、938、311です。

武雄市が40%で107、女性が1、それから881のうち女性が267。

鹿島市が25%、84名、それから女性が2名、審議会335名、女性が44名。

小城市が30%で181名、うち女性が1名、558名中女性が127名。

嬉野市が30%で88、うち女性はゼロ、審議会等では908、女性が235です。

神崎市が40%で121のうち女性が1、それから469の中で女性が105。

吉野ヶ里町で40%、19名のうち女性ゼロ、それから230名のうち女性51です。

それから基山町が21%、17名のうち女性ゼロ、それから241の中で女性39。

上峰町が30%で25名中女性ゼロ、223名中女性16です。

それからみやき町が40%、57名中女性ゼロ、それから352名中女性109名。

玄海町が30%、27名中ゼロ、196名中女性24。

それから有田町が25%、16名中女性ゼロ、208名中38。

大町町が30%で31のうち女性ゼロ、171名の中で女性が23名です。

それから江北町が30%、35名中女性ゼロ、221名中女性39。

白石町が30%で、44名中女性ゼロ、815名中164名。

それから太良町が40%で、自治会長数が55名中女性ゼロ、審議会等委員が198名中女性35となっております。

それから（3）の、また自治体職員の管理職の女性比率を示せということでございます。これも申し上げますと、佐賀市が9.8%、唐津市が4.2%、鳥栖市が8.9%、多久市が15.4%、伊万里市が14.5%、武雄市が6.9%、鹿島市が8.0%、小城市が5.4%、嬉野市ゼロ、神崎市ゼロ、吉野ヶ里町4.3%、基山町ゼロ、上峰町19%、みやき町ゼロ、玄海町16.7%、有田町が32%、大町町がゼロ、江北町が10%、白石町が10%、太良町が7.1%となっております。

（4）の基山町数値目標も実数の比率も低いですが、それをどう見ているかということでございます。これにつきましては、指針策定時の実数が少なかったため、策定委員会委員さんにより審議され基山町に合った数値目標が決定したということでございます。

（5）平成25年度の基山町女性管理職を考えているのかということでございますが、現在のところ未定ということでございます。

それから（６）その登用のための努力はどうされたかということのお尋ねです。審議会等の任期による委員の交代につきましては、女性委員の登用を今お願いをいたしております。

それから（７）庁舎で、また町民への啓発のための具体的対策は何があるかと、またその実行をどう計画しているかということでございます。現在、役場職員については研修を実施し、町民への啓発はホームページにおいてさまざまな情報を掲載いたしております。今後は研修も図ってまいります。

（８）今後の女性参画への町長の覚悟を示してほしいということでございます。覚悟と申しますか、今思うところは確かに昔は「夫は外で働き、妻は家庭を守る」との考えが非常に強かったということでございます。しかし、現在でもそれに対する賛否は拮抗しておるといようなこと、またそれもいろいろ揺れ動いておるといようなことも聞いております。確かに私も人権無視や偏見、差別等はあるべきではないし、それによる男女雇用機会の不平等は社会的に大きな損失でもあり、これからは両性がお互いの特性、役割を認め尊重してその補完をすることが大切だと思います。そしてそれを推進するためのポジティブアクションが必要だと思いますが、余り一気に急ぎ過ぎてもいかがかと考えます。現状や周囲の状況課題等も勘案して、無理のないところで進めてまいりたいと思います。

２項目めの安心安全な道路の整備について。（１）佐賀県内の小学校通学路で危ないとされた地点が775カ所確認をされたと、基山町では何カ所あるかということ。また、このうち歩道の新設や拡幅を必要とするのは103カ所あった。基山町はあるのかということのお尋ねです。佐賀県内で確認された775カ所のうち、基山町は19カ所でございます。このうち、歩道の新設や拡張を必要とする箇所については基山町にはありません。

（２）早急に改善すべきと思うが、そのための対策をどう考えているかということです。交通安全指導の徹底を図るとともに、路側帯のカラー舗装や側線等の設置が必要な道路については、平成24年度国の補正予算いわゆる緊急経済対策により4カ所を、それから平成25年度予算により4カ所を整備するように計画をいたしております。

（３）の一般生活道路の改善について地域からどういう要望が上がっておるかということです。集落内道路の拡幅及び路肩や路面修繕の要望がっております。

（４）の小倉神の浦地区の一部残っている側溝ぶた設置の計画はあるのかということでございます。本桜・城の上線の側溝整備につきましては、現在のところ計画はございません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

大山議員の御質問にお答えをしております。

3項目めの行き届いた教育推進のためにということで、（1）番目、基山3校の平成25年度新1年生も含めた予想学年別児童・生徒数及び学級数を示せというお尋ねでございますが、平成25年度の児童・生徒数及び学級数は2月22日現在でお答えをいたします。まず、普通学級基山小1年生93名で3クラス、2年生87名3クラス、3年生は97名で3クラス、4年生93名3クラス、5年生106名で3クラス、6年生109名で3クラス、学級の合計が18クラスが合計でございます。

続いて若基小が1年生47名2クラス、2年生は40名でこれは選択制の導入で少人数学級を選択する予定ですので40名ですが2クラス、3年生39名で1クラス、4年生48名で2クラス、5年生が45名で2クラス、6年生60名で2クラスで、計の11クラスでございます。

続いて特別支援学級でございますが、これ下の知的障害児学級・自閉症6名というところがちょっと間違っております。訂正させていただきます。これは知的障害児学級が6名で自閉症・情緒障害児学級が7名ということで訂正をお願いします。1年生が2名、2年生4名、3年生がゼロです。4年生1名、5年生3名、6年生3名で、計2クラスでございますが、内訳は先ほど申しました知的障害児学級が6名、自閉症・情緒障害児学級が7名でございます。

続いて若基小でございますが、1年生1名、2年生1名、3年生3名、4年生ゼロ、5年生1名、6年生2名でございます。内訳が知的障害児学級が4名、自閉症・情緒障害児学級が4名で計2クラスでございます。

続いて中学校でございますが、普通学級1年生155名で5クラス。これも選択的少人数かTTでやるかという選択的な導入で、少人数を選択する予定ですので5クラスということですので。2年生168名で5クラス、3年生158名で4クラスでございます。3年生もちょっと158名で1学級減じておりますが、このことについても後で学校と意見を聞いて教育委員会で協議をしたいというところは含みを持っているところでございます。

特別支援学級が基山中でございますが、1年生2名、2年生2名、3年生4名で、知的障害児学級が6名、自閉症・情緒障害児学級が2名で計2クラスでございます。

続いて（２）番目、行き届いた教育推進のための具体的対策は何かというお尋ねでございます。現在、各学校において児童生徒の実態や学習課題等に応じて、さまざまなきめ細かな指導を行っているところでございます。基山小学校では算数科を中心に全学年できめ細かな指導をしています。児童の実態や学習内容を考慮して、３年生、５年生の各学級全てにおいて少人数・ＴＴによる指導を実施しています。あと第１学年では各クラスに週３時間、第４学年と第６学年では各クラスに週２時間、第２学年に週４時間、少人数・ＴＴによる指導を実施しています。指導形態は、児童の実態と単元内の学習内容に応じて柔軟に対応しています。基本的には１クラス２Ｔ、２Ｔというのは教員が２人ということですが、２ＴでＴＴや少人数で実施をしています。朝のスキル学習でも担任だけでなく、少人数・ＴＴ担当も入り児童の指導に当たっています。

若基小学校では、全クラスの算数の授業できめ細かな指導を実施しています。低学年では、１クラス週２時間を基本としＴＴの授業を行い、教科指導の充実だけでなく学習習慣の確立も図っています。中学年や高学年では１クラス５時間を基本とし、主に導入や考えを深める時間にはＴＴ授業を行ったり、興味・関心別や習熟度別少人数授業を展開したりすることで、基本的学習内容の定着、特に思考力・表現力の育成を図っています。また、学級の枠を超えて学習集団を編成する形態を組み入れ、保護者・児童の教育的ニーズに応じております。

基山中学校では、数学では第２学年で週３時間と第３学年で週４時間を１クラス２グループに分割して、少人数習熟度別学習を展開しています。グループは単元ごとに編成を見直しています。英語は、第２学年と第３学年の全クラスで週４時間のＴＴ授業を行い、授業内容の理解度に応じ１クラスを２グループに分けた少人数授業にも取り組んでいます。理科については、第１学年で週２時間のＴＴによる授業を全クラスで実施し、実験等においてＴ１は一斉指導を、Ｔ２は個別指導を行い、指導法の改善を行っております。

これらの各学校におけるきめ細かな指導の結果、一定の成果を上げていると同時に新たな課題も見えてきているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○８番（大山勝代君）

ありがとうございました。それでは、再質問に移ります。回答が丁寧でしたので、思わず

時間をとって、私のほうのこれからの質問を要領よくしなければいけないなど、消化不良になりそうで、ちょっと思っています。

1項目めです。男女共同参画推進についてですが、庁内で全職員対象の研修会をされたということですが、内容を教えてください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

1月に午前、午後で全職員を対象に行っております。アバンセの部長の方を呼んで、まず現レベルでの庁内の現状を総務のほうから説明をしておりますので、ただ基山町についてはまだ余り男女共同の均等性については低いというような内容でしたので、まずは初歩的などころで庁舎内の徹底を図りたいということ課題にしまして全職員の中に、男女共同参画とはどういうものかということから研修の内容をいただいております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

町民啓発のための講演会などは、この間行われていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現段階では、町民への啓発は行っておりません。今後行っていくような考えを持っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

このことについては、また後のほうで再質問しますので次に移ります。

自治会長ですが、基山では区長さんですよ、御承知のように区長さんも代理の方もゼロです。佐賀県内でもゼロの自治体が半数以上もありますから、男性しかできないとこの仕事は皆さん思っているのでしょうか。任期が切れて次の区長さんや代理さんをお願いされるとき、女性も視野に入れた選出をしてほしいと思いますが、これは町に言うよりも傍

聴されている方、区長会などで申し入れを町としてできますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

区長の選出については、町のほうがまず介入することは難しいと思います。これはあくまでも区の代表として区のほうから推薦をいただくなり、中にはやっぱり選挙で選ばれておられるところもありますので、町から女性をとすることはちょっと難しいと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先ほど、庁内でそのアバンセの方を呼んで男女参画とはどういうものかとかというところから町民が学習していく必要があるのだなど、今の回答で思いました。20市町の審議会等の女性の目標値が示されています。ほかの自治体は35から40%です。基山町は21%と低い。先ほど、現状からそう言われましたが改善の余地はありますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

当然これは策定委員さんでかなり時間をかけて、目標値等も設定をしていただいております。佐賀県では40%を目標数値とされておりまして、この推進プランを策定するとき佐賀県は40%ですけれども、町の目標もやっぱりそれに近いところで策定すべきではないですかという問い合わせ等も、県の指導もいただいておりますが、まずは基山町の現状を策定委員さんのほうが把握されまして、それで目標値に届くところの21%という基山町の目標値をされております。現場としましても、区長会それからいろんな各課の審議委員さんの改選のときにはなるべく女性の登用をお願いしますということでお願いをしておりますので、できれば目標値に近くなればその辺の数値の、県の40%に近い数値等の検討は今後でもできると思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そうしたら21%を突破する、近い将来突破するというふうに思っていますよね。審議会等委員等の人数が241人で、そのうち女性が39人、パーセントを出したら16.2%になります。それでこれをほかの自治体の、先ほど町長が数字を示されたことではいきますと、下から4番目です。4番目と16一緒になるのかな、でとってもやはり低いです。そして基山町の管理職も女性はゼロですし、目標が低いとやはり実数も低くなります。町長はこれをどう見られていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

目標の設定というのは、それはいろいろ考え方あると思います。余り低いところに目標設定していると、それで満足じゃないですけども、達成したというような感じになるおそれもありますけれども、逆に今度は余りその調査時期において低いのをそれほど高く目標、目標ということ、これまたいかがかというふうに考えております。そこそこに応じたやっばり目標の設定をして、そこに向けて努力する、オーバーすればなお結構だという、その辺のところかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。

この幾つかの審議会がある中で、これは物理的に女性はできないというのがありますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

それはないと思います。審議会のうち、自治法等で定められております中で、先ほど言いました241のうちに女性が39ということですけど、大体審議会の中にはそれぞれ女性が入られることは構わないと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先ほども言いましたけれども、せめて他市町並に30%という意識で目標達成に努力、町として努力をしてほしいと思います。今回、女性管理職は誕生するかと私は期待していますが、今のところ未定ですとの回答です。人事権の問題ですからしつこくは言いませんが、女性参政度を高めるという視点の質問ですから御理解ください。私は以前からこの一般質問で何度も女性管理職をと言ってきました。保育園長にはやはり資格を持った方、そしてこども課の課長にはきめ細かく対応できる女性が私はふさわしいと思っています。期待していますので、どうぞよろしくをお願いします。佐賀県は、このプランの策定を何か急がせたように私思いました。みやき町では、全然その話題にも上がっておらんみたいなものがいつの間にかできていましたので。しかしですね、策定されただけでは参政度は高まりません。

初めの質問に戻りますが、町民に対して計画策定後、啓発のための情報提供はなされていないということですが、もし本気で啓発をされるのなら数多くいろんな場面である必要があります。ホームページで掲載しているということですがけれども、基山町が発信しているのですか、それともアバンセなどが出している情報のことでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ホームページ等で掲載しておりますのは、ほとんどアバンセのほうから来ている内容の分を掲載させていただいております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

アバンセの出前講座がありますよね、庁内でされたのもその一環ですかね。ああ、いいです。済みません。平成25年度の分はもう終了しているということです。基山町ではそれを利用しての講演会などの開催を町民向けにする計画が今ありますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

日程等の計画は今のところありませんが、庁舎内で研修したように県の活用は今後図っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

東部地区では、最近では片山前の知事、それから潮谷前の知事さんを鳥栖などで招いての、講師料も交通費もアバンセのほうが出すということで、場所の設定をきちんと当地でしてくれということで調整をしてあるそうですので、ぜひ計画を立ててもらいたいと思います。そしてですね、鳥栖であったときもそうですが、私も行けなかったのですが基山町の方が行かれています。だけれども見回して基山町の方がほとんど来ていらっしやらないようだったということでした。やっぱり情宣が足りないのかなと思います。どうぞ情宣をどう広げてたくさん出していくかということを検討してほしいと思います。

最後に町長の覚悟をと突きつけて申しわけありませんでしたが、基山町の女性参政度を高めるときに、町長のやっぱりリーダーシップが重要になってくると思います。先ほどの回答を聞いて私の受けとめた感じでは、町長は坂道をブレーキを引いて進んでいるように思いました。下り坂ではニュートラルでも進みます。それが今の世界の流れだと思います。それを少しばかりのアクセルを踏んでほしいと要望しておきます。

初めにも言いましたように、先進国の中で日本は大きく立ちおくれています。私はこの質問をするためにアバンセと県の男女参画県民協働課に行ってお話を伺って資料をいただきました。お隣の福岡県の話もしていただきましたが、比較すると施設条例と、それから女性参画度の数値など佐賀県はいろんな面で立ちおくれています。そして、その佐賀県の中でも基山町はおくれていると言わざるを得ません。女性の参画度が高まれば、GDPも向上するとの試算もあります。地域から意識的に高めていくことが大事だと思いますので、どうぞ町長よろしくお願いします。

次に、通学路の整備についてです。

ホームページでありましたし、先ほどの回答で19カ所ということですが、そのうちの103カ所の中の歩道の新設、拡幅はゼロだと、基山町はないと言われましたが、私は基山町中学校の西方面に行く文教通りの道、それから農協スタンド横の歩道はぜひ必要だと思いますが、そこは入っていないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

調査をしたその775カ所のうち、それに該当するのが基山町は19カ所ということです。その後、県がいろんな施設を整備する中で歩道の新設、それから拡幅をすることは103カ所というふうになっておりますが、一応うちのほうは届け出としてはその中には入っておりません。ただ、何らかの方策をとらなければならないというところが基山町の場合は8カ所、ちょっと後の質問のところで回答されていますけれども8カ所ございます。すぐにその確保ができなかったりとか、用地買収ができなかったりいろいろ問題がありますので、とにかく早急に何かをしなければならぬというのが8カ所ございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。今早急にしなければいけないということで、やはり早急にしてほしいと思います。どうぞよろしくお願ひします。ホームページでは余り詳しくどう改善するということを書かれていませんが、まだいろんなその改善の、割と簡単にできそうなものもまだたくさんあるように思いました。それも含めて警察などとの協力が要かかと思ひます。よろしくお願ひします。

済みません、一般道路の改善についてです。幾つか要望があるようですが、ここは計画的に早目に進めてくださいというお願ひをして次にいきます。

基山町、いや私の住んでいる神の浦の地区のことで先ほど計画はないと回答をされましたが「ええ、そうなんだ」って、しかしですね、私たち共産党の議員団で2年前に町民アンケートをまとめて要望を町に出しています。その回答では「この場所については側溝整備計画の中で取り組んでいきたいと考えております」とあります。先ほどの回答の計画はないというのと余りにも何か離れていますが、再度お聞ひします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

確かに平成23年の8月17日で、町民が安心安全に暮らせるための環境整備ということでまちづくりの提案が上がっております。その中で側溝ぶたの設置ということで、神の浦の地区の本桜・城の上線ということが上がっております。その中で回答で先ほど議員おっしゃいま

したように、側溝整備計画の中で取り組んでいきたいということでございますけれども、本桜・城の上線につきましては議員御存じのとおりに起点側から238メートルございます、神の浦の集落のところまでですね、それで延長が238メートルでございますので、両側溝ですので整備の段階になりますとその倍ですね、両方整備しなければなりませんので、とてもちょっとその金額的に大変高額になるというようなところで、今のところ計画はございませんというのが先ほどの回答で、町長から回答したことでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

238メートル全部をやはりしなければいけないのですか。端的にはですね、起点から終点までの終点のところの角から30メートルほどが道がとっても狭いんですよ。そこを側溝をふたされて平らにさせていただければ、軽の車は離合できるし、ごみ収集ステーションの横、ごみ捨て、公栄社の車がとまっても人の行き来は危なくないし、30メートルまずそれを先にするということではできませんか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっとそのあたりが議員のお考えとちょっと、まちづくりで考えておったところのちょっと考え方にずれがございましたけれども、そのあたりでおっしゃいました30メートルといえますか、そのあたりだけでという御質問の趣旨であるならばもう一度現場を確認いたしまして、またそのような整備がされるのかということは検討してまいりたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

まずそこをさせていただいてですね、後のほう、本桜のほうに向うに従って道幅はとっても広いし、離合も自由にできるんですよ。ですからもう一度検討をして、なるべく早く工事に入られるように要望したいと思います。

最後の項目です。

行き届いた教育推進について丁寧に答えていただいてありがとうございました。エアコン

設置や電子黒板の導入など条件整備も整っていて本当にありがたいと思っています。気になることは、教育長が回答された児童数及びクラス数のうち、若基小3年生のことで、39人で1学級減になります。この子たちは2年生までは39人なら20人と19人で学習、それこそきめ細かな学習をしたわけですよ、していたわけですよ。それが3年生になって、倍の人数になって1クラス1人の先生で学習内容も3年生になったら急に多くなります。それで支障はないとお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今までとその学習する上でのその学級の規模は大きくなりますので、きめ細かな面という点であれば1年生とは少し違うかも知れませんが、子供たちは成長しておりますので、学習に向かう姿勢とかそういうものについては少し向上をしておりますので、やっていけると、法的にもうこの人数であればこれでやるしかないということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

文部科学省は、今後5年間で全小中学校全学年を35人学級にする予定で予算措置を今回もしていたと聞いています。ですが、自民党政権になって財務省の意向が少人数学級を意向が強くなって、少人数学級を停止するという事になったようです。佐賀県下でそのあおりを受けて40人学級に戻る3年生が13校あるそうです。その13校、県はその35人学級が継続できるような手だてをとってはいないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、手だてというものは具体的にはありませんが、市町でその自分たちの力でやるというような、1つは財源を確保して市町で教員を雇うということが1つです。もう一つは、配当された定員の中で、いわゆるこの辺では級外という言葉を使いますが、そういう予定者の中に担任として持たせて小さな学級をつくるというのはありますが、そんな

るとTTはできなかつたり、ほかの面で非常にしわ寄せがきますので、そういうような状況の中です。それともう一つが、小学校の2年生までは県がそういう措置をして少人数かTTどちらかとれるように学級規模を小さくできるすべを2年生まではやってきてくれておりますが、3年生になるとそれはなくなるわけですね、その制度は。ですから、これは若基小の場合は39人という非常にぎりぎりの線で1学級になってしまったのですが、現在39名、38名で35名以上やっていたところが、2クラスでやっていたところが、全てが1学級になるということはクラス人数が落ちなくても、現在38名、37名で2クラスでやっている学校も3年生になったら自動的に1クラスになるという状況は予想をされております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

してほしいと言おうと思ったことを教育長から先に言われたのですけれども。市町で自分たちが財源を出して2クラス存続ということですが、そのことは町長は考えていらっしゃいませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現在のところは、そういう思いはございません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

質問が前後しますが、県が手だては具体的にはとっていないっておっしゃいましたが、私の経験では少し余裕があつて、教員数の中です、加配をするというそういうことも4月1日以降ありましたので、その要望、要求というのはされますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

国の加配制度になりますと、非常に厳しいその目的に沿った使用をするというのがあるんですね。ですから、それを学級をふやすために使用したということと目的外使用ということで、

厳しい監査の対象になって次からはもう二度とそういう措置は受けられないということですが、加配要求につきましては、少人数とかきめ細かな学力向上、配慮の加配とか、そういうものについては私たちはやっております。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

転入してくればいいんですよね、あと2人ね、子供が。そうしたら41人になりますから、4月1日付で2クラスになりますよね。あと1人でいいんですか。計算的にはどなたかいらっしゃいませんか。何らかの手だては、このまま1学級、単学級で39人ということになるとやはり支障があると思います。ですから、基山町として教育委員会として学校側と何らかの手だてをとっていただきたいということをここでお願いしたいと思います。保護者の要望としては、県が手当てをしていないのなら町独自で教員1人雇用するとかですね、先ほど言われましたように校内の加配されている教員を3年生担任にするとかの要望があると思います。難しいでしょうがよろしくお願いします。

私時間配分を完全に間違えて、随分時間が余ってしまいました。随分はしょったんですよね、1の項目で。元に戻るということはできますか。（「いいですよ、大丈夫」の声あり）
済みません、そしたら幾つか確認をさせてください。

済みません、もうちょっとどこを言ったらいいのかわからなくなりましたので、申しわけありません、終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩します。

～午前10時28分 休憩～

～午前10時40分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さん、おはようございます。11番議員の林博文でございます。

それでは、一般質問通告をいたしておりました質問事項2項目について、1の一般行政の

消費税増税に伴う軽減税率の制度などについてであります。

2013年度税制改正大綱が今後どのような点が改正されるのか。また、2の現在徴収されている納税で東日本大震災の復興財源、これに伴う所得税の概要。また、佐賀県が徴収している佐賀県の森林環境税についてなどであります。また、現在24年度の税確定申告が3月の15日までなされておりますが、23年度から24年度税制が変更になった点があるかと思えます。控除額が平成23年度と内容などが変更になった分だけを、その点についてお答えいただければということで質問をさせていただいております。

また、2の質問事項、農業行政については1の農業者所得補償制度がやっと民主党政権で平成24年度から、これは22年度から実績にはなっておったわけですが、24年度からは本格的に実施されたわけですけれども、またこの政権が昨年暮れに交代をしまして農家への水田作付に対してのさまざまな交付金制度が今後また改正される見通しじゃないかと思えます。そういうふうなことから、交付金なり助成金、また名称も変更になっておるようですので、その点について説明をお願いしたい。

最後に、イノシシとアライグマの被害の質問であります。これについては現在いろんな対策が取り組まれております。そういうことから質問に詳細については今後説明しますが、個別の質問内容に移らせていただきたいと思います。

一般行政の2013年度税制改正大綱が1月24日に決まったわけですが、(1)のそこでデフレ脱却を最優先課題に掲げる安倍政権の税制改正議論がまとまりまして、消費税増税に伴うさまざまな軽減税率制度が打ち出されました。今後、その内容が2014年の4月なり、また2015年の10月から改正がなされますが、そういうことの内容についてのアからずっと説明をお願いしたい。消費税の税率の改正はいつかということと、税率。また、この税率に消費税引き上げに伴う負担軽減率、消費者にとっては大変なこれは消費税の増税にかかわるわけですが、それに対してのいろんな制度が現在打ち出されておるところであります。今後、予定をされるところあります。そういうことで、(ア)の住宅ローンの減税策、また(イ)の低所得者への減税策、また(ウ)の自動車税の消費増税にこれはいろんな自動車を保有されておると税金なりいろんな面がかかっておるわけですが、取得税等の二重課税はどうなるのかということでございます。また次の(エ)については、やはり今後経済対策の中で雇用を今後図らねばならないということで安倍政権もしっかり施策を打ち出してありますが、企業支援策の雇用なり給与増への減税、この件はどうなるのかということです。次の(オ)は、

格差是正が図られる制度では、所得税の最高税率の改正なり、また相続税の改正、また贈与税率の改正はどうなるのかということでございます。

次に、(2)の暮らしに身近な税金は現在どのような制度が適用され、徴収され納税されているかということでございますが、ことしの3月の11日で2年を迎える東日本大震災の復興財源がいろんな形で今復興がなされておりますが、莫大なお金が今政府のほうでは予算が立てられておるところでございますが、これに伴う所得税の復興増税の概要ということですので、また今後は平成26年の6月から住民税にもこの復興税が課せられるような予定となっておりますが、どれぐらいの税率がどのような形で徴収されるのかその内容を説明していただきたい。また、(イ)については佐賀県森林環境税の課税延長の内容ですけれども、これについては年間12億円ですか、佐賀県ではいろんな森林環境温暖化に対するいろんな取り組みもなされておるわけですが、これが延長になっておりますが、改めてまたこの内容について御説明をお願いしたい。次のイについては、現在平成24年度の所得税の確定申告が、また住民税が3月の15日まで税務課の職員については日夜残業などをされて、ことしの税務申告がなされておるものと思っておりますが、所得控除の項目が23年度から24年度は変わった点があるかと思っておりますので、その内容の説明をお願いしたいということでありまして、次のウについては、ことしは城戸1号線もおかげさまで立派な予算をつけていただいて工事がなされております。また、いろんな基山町も経済緊急対策の中で道路の拡張なりそういうようなことをしておられますが、ウの土地建物の取得税なり、また譲渡所得税は税率改正がなされたのかということで、城戸関係の土地の持ち主も土地の売却、基山町に売った税金等があったわけですが、それは税務のその軽減があつておりますので税金はかかっていないわけですが、今現在この取得税なり譲渡所得はどういうふうな形の税率になっているかということの質問であります。次に(ア)の固定資産の評価替えについての説明ですが、これ私は何件かの方がやっぱりことしが評価替えの基準の年ということで、3年に1回やっておりますが評価替えの年であり、「ことしは税金が高くなった、本当にうちの固定資産税は何でこんなに上がったんだろうか」ということで何件かから、私の家も相当上がったわけですが、問い合わせがありましたのでこの辺についてちょっと説明を願えればというふうに思います。

大きい質問事項の農業行政についてですが、(1)の民主党政権がこれは先ほど言いました目玉商品として導入した農家への戸別所得補償制度は、政権が去年の暮れに民主党から自民党に交代をいたしまして、平成25年度からまた新たに水田作付の交付金、また補助金など

が変更されます。そういうふうなことから質問をしたわけでございます。(2)については、基山町の平成25年度の生産調整(減反)の目標数なり動向は25年度の計画ではどうなったのかと、昨年よりかは減反はふえたのか、また生産数量はどれくらいになったのかということで、アについて生産目標数量の町分として、基山町分としてトン数なり、括弧書きの前年比、面積等も教えていただければということでございます。(3)につきましては、現在本当に二、三年前からワイヤーメッシュ関係の作業をそれぞれの地区でたくさんな経費を使い、またたくさんの方の労力を使って設置をされておりますが、まだまだこのイノシシなり、特にこのアライグマが急速にふえまして現在困っているわけですが、その対策についての質問であります。この件について、アの23年度、24年度被害対策に取り組んだ内容を説明していただきたい。また、農作物の被害は減ったのかということでございます。次に、ウでは今後の対策はということで、このイノシシなりアライグマについての対策でございます。

以上、長くなりましたが1回目の質問を終わります。御答弁のほうをよろしく願いいたします。

○議長(後藤信八君)

小森町長。

○町長(小森純一君)(登壇)

林博文議員の御質問に答えを申し上げます。

まず、一般行政についてということでございます。(1)の消費税増税に伴ういろいろなお尋ねでございます。消費税率引き上げ改正はということで、時期、税率等ということです。消費税につきましては、平成26年4月から税率8%、平成27年10月から税率10%が予定されております。また、平成25年度税制改正大綱に関する質問につきましては、1月29日に閣議決定されておりますので、町のほうで把握している範囲でお答えをさせていただきます。

イの消費税率引き上げに伴う「負担軽減対策」の制度が実施されるが、その概要ということです。(ア)の住宅ローンの減税策はということです。住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末までの4年間延長し、平成26年4月入居分からは一般住宅の減税額を最大年40万円と現行の2倍に引き上げられます。長期優良住宅については、年30万円から50万円にふやされます。

(イ)の低所得者への軽減策はということで、平成26年4月からの税率8%時に所得が少ない人には「簡素な給付措置」の導入が見込まれ、今後検討が進む見通しです。また、軽減

税率につきましては10%引き上げ時に軽減税率制度を導入することを目指すとされております。

(ウ)の自動車税の消費増税と取得税の二重課税はということです。平成26年4月にエコカー減税を拡充し、平成27年10月に地方税である自動車取得税が廃止される方針ですが、代替財源を含めて減税の具体案は平成26年度税制改正で議論することとされております。

(エ)の企業支援策の雇用、給与増への減税はということです。従業員の給与をふやした会社は、給与総額がふえた分の10%を法人税から差し引かれる制度が設けられます。また、設備投資をふやした会社を手助けする減税の仕組みも新しくつくられます。

(オ)の格差是正が図られる制度でaの所得税の最高税率の改正はということです。平成27年から最高税率を40%から45%に引き上げ、課税所得4,000万円を超える場合に適用される見込みです。

bの相続税の改正はということです。平成27年から相続財産のうち税がかからない基礎控除を現行の「5,000万円プラス相続人1人当たり1,000万円」から「3,000万円プラス相続人1人当たり600万円」と6割の規模に縮小される。最高税率は、相続財産の6億円超の部分について50%から55%に引き上げられる見込みでございます。

cの贈与税率の改正はということです。20歳以上の子や孫への贈与の税率が一部引き下げられる見込みで、平成27年1月から贈与財産600万円から1,000万円が30%、1,000万円から1,500万円が40%など、現在の税率よりも低くなる見込みです。贈与税に関しては、平成25年度から3年間の時限措置でございますが、生前贈与先に孫を認めるほか、祖父母が孫に教育資金を一括贈与した場合、1人当たり最大1,500万円を非課税とする制度が設けられます。

(2)の暮らしに身近な税金はということで、アの東日本大震災の復興財源を賄う所得税の復興増税の概要をということです。復興費用を賄う所得税の復興増税が平成25年から始まっています。所得税は25年間所得税額に2.1%が上乘せされます。

(ア)の平成26年6月からの住民税の復興増税の内容をということです。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定されました。平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち、全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から10年間、個人住民税の均等割の標準税率が市町村民税500円、都道府県税500円、合計1,000円引き上げられます。

(イ) の佐賀県森林環境税の課税延長の内容ですが、課税期間が平成29年度までの5年間延長されます。税額は個人の場合500円、法人の場合法人県民税均等割額の5%相当額です。

イの所得控除の項目及び限度額の内容の説明でございますが、確定申告書には所得控除の欄が社会保険料と12項目あります。昨年と比べ変わった点として、生命保険料控除が改定され、一般の生命保険料と個人年金保険料に加えて介護医療保険料控除が新設され、保険料控除の合計適用限度額が12万円とされました。

ウの土地、建物、家の取得税及び譲渡所得税は税率等改正されたかということです。24年度の計算方式はということでございますが、不動産取得税の税率は、住宅・土地については原則として町の固定資産台帳に登録されている価格の3%、その他の家屋は4%です。税率等の改正は行われてはおりません。住宅や住宅用地については、申請によって税額が軽減される場合があります。分離課税の譲渡所得に課される所得税額の計算は、その譲渡所得の内容によって異なります。土地を譲渡した場合の所得税の計算は、短期譲渡所得の場合30%、長期譲渡所得の場合15%を譲渡所得金額に乗じて求めます。税率等の改正は行われていませんが、優良住宅地のための譲渡の特例中、9号規定（マンション建てかえ事業のための譲渡）について一部改正が行われております。

(ア) の固定資産の評価替えについて説明をということでございます。固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は固定資産課税台帳に登録されます。土地と家屋については、原則として基準年度、これは3年ごとに評価替えを行い、賦課期日1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度及び第3年度は、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます。なお、土地の価格については地価の下落があり価格を据え置くことが適当でないときは、価格を修正することになっております。

2の農業行政についてでございます。

(1) 戸別所得補償制度は平成25年水田作付の交付金制度は変更されるのかということでございます。農業者戸別所得制度については、平成25年度では経営所得安定対策に名称を変更し、基本的に24年度と同じ枠組みで実施されます。

(2) の基山町の平成25年度の生産調整（減反）の目標数と動向ということで、アの米の生産目標数量は基山町分ということになります。基山町では、前年度より1トン多い768トン

が生産数量目標となり、面積換算値153ヘクタールで転作率38.89%となっております。

次に、(3)のイノシシ及びアライグマの被害でございます。アの23年度、24年度被害対策に取り組んだ内容はということでございます。平成23年度と平成24年度に取り組んだ内容としましては、鳥獣被害防止総合対策事業によりワイヤーメッシュ柵の設置とイノシシの捕獲を行っております。平成24年度には、鳥獣被害防止総合対策事業でアライグマの箱罠を10基購入しアライグマの捕獲にも取り組んでいます。そのほか、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会が開催する有害鳥獣対策に関する研修会にもワイヤーメッシュ柵の設置者及び担当職員で参加をしております。平成23年度の実績は、ワイヤーメッシュ柵の設置12地区、総延長距離3万5,292メートル。それから平成24年度実績は、ワイヤーメッシュ柵の設置15地区で、総延長距離2万2,470メートルでございます。

イの農作物の被害は減ったのかということでございますが、ワイヤーメッシュ柵を設置した地域の代表者に対して野生鳥獣による農作物被害状況調査を実施し、設置した後の被害については全て被害なしの回答を得ました。また、ワイヤーメッシュ柵の設置後に農林環境課に対して野生鳥獣等の被害に関する苦情及び問い合わせはあっておりません。

ウの今後の対策ということです。ワイヤーメッシュ柵の設置に関しては、平成24年度までに要望されていなかった分の5地区8,414メートルを平成25年度分として協議会を通じて県に要望をいたします。また、町としてもワイヤーメッシュ柵の設置後の管理が十分必要と思いますので、設置した地域の代表者に対し巡回日誌等をつけてもらうよう周知をいたします。

以上です。

○議長（後藤信八君）

林 博文議員。

○11番（林 博文君）

ありがとうございました。それでは、2回目の質問に移ります。

初めの消費税に関する軽減税率などありますが、これについては現在経済対策等で基山町も25年度大変いろんな道路計画なんかも進めていく計画がなされておりますが。安倍政権が発足いたしまして、大胆な金融緩和、また財政政策、成長戦略の3本の矢を一体的にかつ強力に実行していくということとして、日本経済再生に向けての緊急経済対策が1月に決定されたところでありますが、それに伴っても国の借金が今1,100億円とか、1人当たりオギャッと生まれた子供にしても780万の借金がふえるばかりでございます。それに伴ういろん

な消費税とか税率の改正なんかがなされておるわけですが、この消費税率今後見知らぬうちに徐々にここ四、五年の間にずっとふえていく。それに対してまた軽減税率がそれに対してのやっぱり低所得者なりそういうようなところの税率が改正されるということでございます。一番大きいのは、やっぱり家、土地とか住宅ローンの減税策とかそういうことが一番の目玉になってくるんじゃないかと思います。そういうことから、この消費税率の引き上げに伴う26年4月から税率が8%、答弁ではですね、平成27年度から10月からは税率が10%になるということの答弁でしたが、今後この消費者にとっては増税が本当に図られるわけでございます。そういうことから、税制大綱の中でこの負担軽減率の対策が打ち出されたわけです。

そこで、住宅ローンなり低所得者の軽減策については、また特に10%になったときに相当考えがまた変わるんじゃないかというふうに思いますが、この自動車税の消費増税については自動車をたくさん家庭には免許を持った方、うちにも4人免許を持った者がおるわけですが、自動車は5台あるわけですから、1台はこれは貨物車ですがね。この自動車税につきましては、本当に二重課税ということになされておりますが、取得税なり消費税なりいろんな税率がありますが、ちょっと税務課長わかれば自動車にまつわる関連した税金がどんな内容があるか御説明願えればと思います。よろしくをお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

それでは私のほうからお答えさせていただきます。自動車を所有する場合ですけれども、まず購入するときに取得税がかかりますが、これは地方税ですけれども、まず最初に消費税がかかりますね。今5%ですけれども、消費税がかかっております。そして、取得税としてこれは県税になりますが同じく大体ほぼ5%が、一般的に5%ですが取得税がかかっております。それと、毎年のごとくですが自動車税というのが普通車につきましては県税として自動車税、それから軽自動車としては市町村で軽自動車税がかかっております。それから、あと車検等を行う場合には重量税というのがかかっておりますので、自動車を所有する場合にはかなりの負担はかかっているというふうに言えると思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから、やっぱり自動車業界としてはこの減税策で取得税の二重課税じゃないかということで議論をなされておりますので、先ほど答弁がありましたように自動車取得税が今後廃止されるんじゃないかというふうに思っておるところです。自動車は本当家庭的にもこれはもうぜいたく品というような形の取り扱いで、先ほど税務課長説明されたように毎年かかる自動車税、それから重量税、車検ごとに課税される自動車重量税ですね。それと自動車を買ったときの自動車の取得税なり消費税がかかるということで、何重にもこの自動車は税金がかかっておるわけです。そういうふうなことから、この軽減策が設けられるんじゃないかというふうに思っておるところです。

あとについては、それぞれ先ほど説明がありました消費税の税率の26年の7月から、また27年の10月から税率の改正がなされた後、10%になったところにまた大幅なこのいろんな税制が改正されるんじゃないかなというふうに思っておるところです。ただ、ここで（オ）の格差是正が図られる制度ではありますが、これは富裕層を対象とした税率の改正じゃないかというふうに思っておるところですが、答弁の中では所得税の最高税率の改正なりまたなされております。40%から45%に引き上げられるということで、課税所得も4,000万円を超える場合に適用されるということで、減税もなされるわけですが、要は相続税の改正でございます。この相続税が先ほど答弁の中では、今まで基礎控除が5,000万円プラス相続人1人当たり1,000万円ということでしたが、これが改正になりますと3,000万円プラス相続人1人当たり600万円ということになります。6割の規模に縮小されるわけです。これはもう参考のためですが、本当にこういうふうなことになると、これは相続税対策の1つでありましょうが、例えば、こういうふうな改正がもう今後なされるわけですが、配偶者1人、それに子供2人の相続がある場合、ちょっと税務課長、この対象にして計算が、基礎控除の対象がどのくらいになるか、もしよければ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

今の御質問ですが、配偶者1人、子供2人ということで、相続人が3名ということで計算いたしますと、現在のところは現行でいきますと8,000万円の控除がございしますが、改正後は4,800万円というふうな形になりまして3,200万円ほど控除額が下がるというような状況になると思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから、これは相続税の改正は富裕層にとっては大変な、3,200万円の差額であるということと、ほとんどの家庭が御主人が亡くなられて配偶者または子供2人が標準家庭であるとすれば、ほとんどの方が4,800万円以上のこれについては相続税がかかるんじゃないかというふうに思うわけですが、この今基山町でも土地が本当に高いわけですが、この相続税の対象となるのは項目は大体主にどんなことがありますかね。土地とか貯金とか、生命保険なんかとか税制とかそういうのがわかればと思いますが、わかりますか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

一般的に言えば金融資産と、それから不動産ですね。そういう部分が主だというふうに思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私も農協に長く勤めておったころ、この相続税なり贈与税の件、いろんな方とも相談を受けたわけですが、相続税を納めるためにやはり土地を売って納める方もおられたわけです。相続税の発生後これはもしそういうふうな、例えば標準家庭の4,800万円以上になると、これは申告の、今申告があっておるわけですが、申告納税をしなくてはならないわけですが、いろんな形で家庭でも私もそれに待遇したことがあるわけですが、家庭争議のもとで相続税についてはあるわけですが、これ相続税が発生された場合には何カ月以内に納めないかんかわかりますか。ああ、これはいいです。わかりました。これは本当に私もいろんな家庭にも飛び込んで指導したことがあります。これ税務申告でお父さんが亡くなられた場合は10カ月以内にその相続税の申告納付が必要なわけです。そういうことで、今後この相続税については大変な対策を打たなくてはならないんじゃないかというふうに思っておるところです。基山町も都市計画関係でやっぱり長野地区とかいろんな自分の家の宅地とかそういうのがありますが、また各家庭にも預金等があるかと思いますが、十分な対策をとってもらったらと

いうふうに思うところです。

次に、贈与税の改正ですけれども、この贈与税の改正につきましては前は、ここは10年前ですか60万円から現在は110万円が贈与税の、一般でですよ、贈与税がかからない贈与税の枠ですけれども、今回こういうふうな消費税に伴うその贈与税の改正がなされるようになって、20歳以上の子や孫への贈与の税率が引き下げられるということでございます。また、一番関心があるのは贈与税に関しては平成25年度から、報道によりますと25年、ことしの4月もうすぐですが、から3年間の時限措置で生前贈与先に孫を認めるほか、じいちゃんばあちゃんが孫に教育資金を一括贈与した場合、1人当たり最大1,500万円が非課税とする制度が設けられるようになっております。これはもう確かにいいわけですが、ちょっと私がこの内容でわからないのは、25年の4月からということで新聞報道ではもうすぐですがされて3年間の時限措置で今出されておるようですけれども、教育資金の一括贈与というようなこの答弁は、一括贈与というのは一遍に1人に当たり1,500万円をやったときに非課税という意味ですかね、ちょっとその。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

今回の大綱で示されている部分につきましては、一括贈与ということになりますので1回にという意味だというふうに理解しております。この具体的内容につきましては、関係法案ができると思いますので、その中で詳細は決まっていくものというふうに思います。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この件についても、こういうような制度が実際適用されるようになれば、先ほどから言いました相続税の対策にもなって自分の預金関係を孫に早目に教育資金としてやっていけば贈与税もかからない、または相続税の軽減にもなるというような制度で、早目に対策を打っていったらというふうに思うところです。

次の（2）については、暮らしに身近な税金は現在どのような制度が適用されて徴収されているのかということで、東日本大震災の復興財源については現在私たちの給料なり、また

はいろんなところで復興財源についてはこの安倍政権、予算も最優先課題として位置づけて相当な金額が打ち出されておるところでございます。そういうことから、この2.1%が源泉から引かれておるわけですけど、ちょっと25年というのは長いなというふうな感じがするわけです。それと、この住民税の次についてはこれはもうしょうがないことで、これはもう国で決まった、一日でも早く東日本の復興を願うということでみんなで支え合うというのが復興増税じゃないかということで、25兆円ぐらい予算が最高組まれてくるようにきょうの新聞に載っております。また、平成26年6月からは住民税の復興増税ということで住民税にもかかるということで、市町村民税が500円、都道府県税が500円で1,000円引かれるということでもあります。

次の（イ）については、森林環境税の課税延長の内訳ですけども、年間これはやっぱり相当な金額、基山でも納めておるわけですが、もう少し私はこの森林環境税の延長はですね、せっかく住民の方が500円ずつ払っておるわけですので、かいろう基山なんかはこのもらっておるわけですけども、もう少しこう有効利用を図ってもらえたらと思いますが、どうでしょうか環境課長、もう少しこう、間伐なりそういうなのに使えないかというようなことで県のほうに、ことし要請をされるということですが、この件についてはどうなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

森林環境税も町長答弁されておりますように5年間延長ということで、この税金に関しては有効利用ということで県なりに要望をしたいというふうには考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。いろんないこの環境税については、町が土地を所有したり、また荒廢するその間伐なり、それから枝おろしなり、またいろんない里山のそういうふうな整備なり、そういうのにもこの税金が使われるような対策がなされておりますので、有効に使っていただきたらと、せっかく基山町民の方もとられておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、平成24年度の所得税の確定申告が現在行われまして、生命保険関係の控除が12万円

になったということで、社会保障のいろんな12項目に上るその控除額があるわけですが、なかなか一般の家庭の方はいろんな医療控除とか、あるいはその寄附金控除とかあるわけですが、例えばですね、ちょっとここで私は寄附金控除関係で、例えば社会福祉協議会とかそういうのが、例えば寿楽園とか因通寺とか、あるいは洗心寮とかそういうような社会福祉法人に寄附をされたのは領収証をとれば、または、私たちが議員として政治活動しておるわけですが年間150万までは使っていないわけですが、例えば10万とか20万とか県のほうに、選挙管理委員会とか寄附というような形で出しておりますが、そういうふうな領収証を出してもこれは控除額の対象になりますか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

社会福祉法人等につきましては、控除の対象になります。寄附金控除はいろいろ所得控除になる部分と、税額控除になる部分、震災等の東日本大震災の寄附とかいろいろありますので、その内容によって所得控除になったり税額控除になったりするということになりますので、その内容はまたですね、一般的に社会福祉法人等は対象になりますので。ということでお答えをさせていただきます。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この寄附金控除なりいろんな控除関係については、やはり所得税は誰でも取られたくないわけですので、控除額についてはしっかり指導をしていただければというふうに思っておるところです。

次のウの土地、建物の取得税なりまた譲渡所得税は税率はどう変わるかということですが、不動産取得税はこれは土地とか建物を買ったときにかかる税金ですが、これは県税だと思います。県税がかかる不動産取得税ですが、土地の取得がこれは昔は4%だったのが、現在ここで回答されたのが3%ということですが、家屋については4%ですけれど、これは税制の3年間延長か何かなされたんですかね。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

住宅、土地につきましては、住む住宅ですね、住宅、土地につきましては3%ということで、その他の部分については4%、住宅以外の建物とか土地につきましては4%というものがなっておるようでございます。それで私が知る限りでは、平成15年当時から価格の3%になっているみたいでございます。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この件については、27年の3月31日まで3年間延長されているということであります。それと、今現在土地は余り、土地とか家は余り動きはないようですけれど、この不動産取得税についてはやっぱり基山も相当宅地造成なりそれぞれの分譲宅地があちこちでなされております。これはもう減税の不動産取得税が結構基山町でも納めてある方がいらっしゃるんじゃないかというふうに思います。家なり土地を買われたりするときは、これがかかっておるといことで現在は価格の3%、土地についてはですね、その他の家屋については4%ということで税率の減税がなされておるようです。

次のその譲渡所得関係ですけれども、答弁の中では短期所得については30%、長期譲渡所得については15%ということで、譲渡金額の税率等をお示しになりましたが、これについては短期譲渡の場合は何年と、これは住民税はかからないわけですか、それと長期譲渡は何年以上保有していた場合の税率の15%、それに住民税はどうですか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

短期譲渡所得につきましては、5年を境に短期譲渡所得と長期譲渡所得に分かれております。ここにお示した税率につきましては、所得税の税率を書いておりますので、これに住民税が加わることとなります。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これは今現在は、この土地は余り動いてないわけですが、譲渡については城戸分について

は、ああいうふうな道路関係については5,000万円の控除ということで所得税にかかわる譲渡税がかかるのはなかったわけですが、この短期譲渡所得については今課長が説明しましたように5年以上5年以下そこで分けられて、短期譲渡については住民税を合わせると39%になると。それから長期譲渡所得については15%プラス5%ですから20%になるというのが税金じゃないかというふうに思っておるところです。

次の（ア）の固定資産の評価替えについての説明をいただきましたが、確かにこれは固定資産の評価は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいてされておるわけですが、私は、市町村長の価格を決定されて固定資産の審査会に諮られておるわけですが、けやき台なんかはそれはもう一番バブル期の高い時期に土地なり家を買われたわけですからこの固定資産税というのは、先ほど1回目の答弁の中で「ことしは何でこんなに高くなったんですかねえ」ということで二、三人の方から言われたわけですがけれども、固定資産税の基準年度の3年ごとの評価替えですね。これについては、固定資産税の1.4%ですがけれども、市町村でその評価の基準といたしますか、25年度、26年度については下げどまりがあるということで年数まで言われておりますが、ある程度その評価まで上げるといっても実際やっぱり物納とかそういうのが今後ふえていくんじゃないかというふうに思いますが、固定資産税を払えないようになった場合ですね。その辺についてはどんな考えを持ってらっしゃいますか。今までありますか、物納で。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

私の知る限りで固定資産税を物納というようなことは聞いたことがございません。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

じゃあですね、固定資産の価格にかかわる不服審査というのが制度の適用があるわけですが、今までに固定資産の評価審査委員会に、本当に固定資産税が高いということで申し出があった例がありますか。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

ここ数年はありませんけれども、10数年前ぐらいには1回あったようにお伺いはしております。以上です。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この固定資産税の価格にかかわる不服審査ということで、固定資産評価台帳に登録された価格について不服がある納税者は、各市町村に設置されている固定資産評価額審査委員会に不服の審査を申し出ることができるということになっております。この審査の結果、固定資産評価台帳に登録された固定資産税が本当に高いとか不正当であるというような場合は認められるということでございますので、私はもう今後こういうのが起きてくるんじゃないかというふうな懸念をしておるところでございます。

次に、この本当に固定資産税については9月の決算関係の中で見ても、基山町では固定資産税にかかわる町税関係についての納付関係は本当に高いわけですが、未納金また支払関係が遅れている方も相当おられるようですので、評価については今後慎重にさせていただいたらというふうに思っておるところでございます。

以上で税務関係については終わりますが、次の2の農業行政に移らせていただきます。

これについては、民主党政権が目玉施策として22年度から農家への戸別所得補償制度が発足して、本格的にはもう1年、2年しかこの制度が正式にはなされなかったわけですが、昨年暮れに政権が交代されて今度また名称も経営所得安定対策ということで、農業所得戸別所得制度が名前も変わっております。そういうことから、もう現在T P Pの問題が出ておりますが、農家としては本当に米の価格なり、また米を減反なり、今回答がなされました基山町では生産目標数量がまた減っておるし、面積の減反なんかについても五、六年前は35%だったのが、転作率が38.89%ということで先ほど町長のほうから答弁がありました。1町持っておけば、3反8畝はもう毎年この米をつくられないわけでありまして。そういうことで、大変農家としてはいろんな作物を、大豆なり、また麦なり、麦の作付については基山町では本当に少ないわけですが、戸別所得補償制度の制度について若干内容が変わっていないということで説明を受けましたが、いろんな制度の内容がこの目的についてはですね、販売価格は生産費を恒常的に下回ったときにその差額を交付するというのが所得補償方式であります

が、畑作物の所得補償なり、または水田活用の所得補償交付金、それと米の戸別所得補償の交付金については昨年の1万5,000円とかそういうのは変わっておりませんか。もしよければ。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今議員おっしゃいますように、名称だけは変わっておりますけれど、昨年同様、先ほどおっしゃいました米の戸別補償の交付金につきましては、10アール当たり1万5,000円は変わってはおりません。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それじゃあ大体昨年と同じだろうと思いますが、要は、この戸別補償は余りにも12月に政権が交代したばかりで、その改正点の内容がまだ定まっていないということで、ある程度は新聞報道では24年度に従ってするんじゃないかというようなことがされております。そういうふうなことから、変動部分なり固定分なり、そういうのが1万5,000円ずつされたり、大豆とか飼料作物、麦については1反当たり3万5,000円が支払われるような形になっておるとは思いますが、2012年度から2013年度の案では相当変わるような制度として、これを変えるために政府は、自民党関係は15億円ほどの計上をして調査結果をもとに作物ごとの統計なりそういうのを今後、26年、27年にはまた変えていくというような方針がなされるようです。そういうことから、政権が交代すればいろんな形で農業者は振り回されるわけですが、また来年ぐらいから変わってくるんじゃないかと思えます。米の価格もT P Pの問題が今浮上しておりますが、反対ができればというふうに思っておるところです。農家からは、また農協関係についても医療関係についてもいろんな形で今後T P Pが進めば打撃が受けられるんじゃないかというふうに思っておるところです。

残り時間10分ですので、あとイノシシなりアライグマの被害対策についてですが、この件については相当私も三、四回イノシシの苦情なり、対策なり質問をさせていただきましたが、二、三年前から本当にイノシシ対策については、県なり国の対策でワイヤーメッシュの取りつけがなされて、本来ならばもう山手のほうからもう下のほうまで全部一山囲んだワイヤー

メッシュの設置がなされておりますが、それに伴ってまたアライグマも本当びっくりするよう
にふえてきたわけです。このアライグマの、そのアナグマとも見受けられますが、ちよ
つとアライグマとアナグマが区別が余りつかないときがあるわけですが、やっぱりうちの近く
のお宮にも四、五匹住み着いて、2匹ほど捕まえました。全国的に本当にこのアライグマ
は農作物の被害なり、家の中に侵入してくると、イノシシは角までは来るけれど家までは入
らないということですが、このアライグマなりアナグマは家の天井の中にゴトゴトいっ
てしたり、また病気の衛生上の感染なり、また子供にも被害がもたらされるような状況にな
っておるわけですが、ちょっと松雪課長に聞きますが、イノシシ、アライグマの23年度、24
年度に捕獲した頭数がわかれば教えていただきたい。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

平成23年度の実績におきましては、イノシシにつきましては29頭。平成24年度から今議員
おっしゃいますようにアライグマの捕獲、当然補助等ができましたものですからイノシシに
つきましては平成24年度は19頭、それからアライグマにつきましては26頭を捕獲しておりま
す。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、イノシシも1回当たり豚と同じで出産するのが五、六匹一遍に生まれる
し、アライグマは1匹ずつじゃないかと思いますが、どちらかといえばイノシシはワイヤー
メッシュを張った中から外に出てきて、もう簡単にこのワイヤーメッシュの鉄の網をちよ
つと体ですれば大きな60キロも70キロもするそのイノシシですので、下を掘ったりしてまた民
家近くに出てくるわけですが、これについては私は二、三回こう言いましたが、猟友会のほ
うにどのような形で、いろんなそのエサ代とか捕獲頭数に対して1頭当たり幾らとか、現在
支払われていると思いますが、その辺の内容はどのようになっていますか。町から、また農
協から猟友会などへの補助金なり交付金がこの被害対策についての出されておる金額がわか
ればお願いしたいと思います。それと内容。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今のイノシシの捕獲の報奨金につきましては、全体で1頭当たり5,000円の報奨金が出ております。これにつきましては、県のほうが2分の1ということと、町のほうが2分の1で、23年度につきましては先ほど答弁させていただきましたように29頭でございましたので14万5,000円、町につきましては先ほど言います2分の1ということで7万2,500円を報奨金として支払っております。24年度につきましては、先ほど申しましたように19頭の捕獲でございますので、全体的で5,000円掛けていただいて9万5,000円で、町の報奨金につきましては半額の4万7,500円。24年度からアライグマの報奨金が出るようになりましたので、アライグマにつきましては2,000円の報奨金が出ております。町につきましては、その半額の1,000円ということで、平成24年度につきましては、町のほうにつきまして7万3,500円の報奨金を支払っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、このイノシシなりアライグマが本当にワイヤーメッシュを張ったけれども、その中にはどんどんふえているわけですね。ただ下にメッシュが山中あらゆるところに網を張った関係で、下には現在ここ一、二年は下ってきていないようではございますけれども、やはり中山間地域なり生産組合長単位でこれは本当に見て回る必要があるかと思いますが。要は、やっぱりとらなくてはどうもこれはふえるばかりですものね。そういうところで、もう少しやっぱり猟友会のほうに経費を流していただいて、とるほうの捕獲のほうにももう少し力を入れていただきたいというふうに思うわけですが。このワイヤーメッシュは確かにその枠を囲んで、下にこうこんだけのことでございますけれども、もうなれて、もう二、三年したらこのワイヤーメッシュの効果も薄れてくるんじゃないかというふうに思いますが、再度松雪課長のこの巡回日誌を見た関係で、どのようなことについて注意をしていく必要があると思いませんか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

議員おっしゃいますように、まずワイヤーメッシュしたところがスタート地点かなというふうに思います。当然、イノシシによってワイヤーメッシュの破損とかありますから、とにかく設置したところがスタートということで、今後はここに町長答弁がありますようにイノシシ等でワイヤーメッシュ破損したら必ずそのやっぱり設置者自身で点検する、そういうことが一番大事かなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

あと残り少ない時間ですが、このイノシシ対策で佐賀県もあちこち嬉野なり、また富士町なり、武雄なり、新聞報道で2月の24日の日曜日でしたが佐賀新聞では、このイノシシ対策について富士町ではヤギをやっぱり追い放しをされて、耕作放棄地なんかイノシシが隠れ場所ですか、そのようなところに放されて対策に乗り出しておるといふうなことで、いろんなその地域で県の三神農業改良普及センターの助言なんかをして、遊休地の草が生えてるところに追い放しをしているということで、ヤギは1頭当たり1日に3キロから4キロの草を食べるといふことで大変効果があるといふうなことで、これは佐賀市の富士町の16の農家取り組んでおるといふことで、耕作放棄地の草を食べるといふことでイノシシ対策をされておるといふことですので、こういうのもやっぱり農家の方に指導をしていただいて、またこういうのを視察に行かれたらいいんじゃないかといふうなところで要望して終わります。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時50分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について町長並びに担当課

長にお伺いをいたします。

質問の第1は、非核・平和なまちづくりについてお尋ねをいたします。私はこの課題につきましては、昨年の3月議会で小森町長の3期目の町長当選に当たって質問をいたしたところでございます。さて皆さん、御存じのように北朝鮮が3回目の核実験を世界の反対の声を無視して強行いたしました。私は北朝鮮が核実験を強行したことに対して、地域の平和と安全安心を侵すものとして大きな憤りとともに強い抗議をするものであります。北朝鮮が核兵器を保有するということは、絶対に認めるわけにはまいりません。と同時に、北朝鮮が核実験をやったことに対して、これを軍事で構えるという方向にいくというのも問題であります。相手が軍事でやってきたから軍事で対抗するというのは、これは悪循環になります。何よりも大事なのは、この問題は対話によって解決するということが必要ではないかと思っております。北朝鮮を対話のテーブルにつかせ核兵器を放棄させるためには、中国を含む国際社会が一致して制裁を実効のあるものにしていくことが大切ではないでしょうか。今、東アジアの緊張が高まる中で、核兵器全面禁止の世論と運動がより一層求められていると思っております。質問の最初に、この核兵器廃絶に向けた小森町長の御決意をお伺いをいたします。

2つ目に、基山町は昨年の9月1日平和市長会議に加盟をいたしました。国内の加盟が1,276都市まで発展をいたしました。平和市長会議に加盟したことについて、私は大変歓迎するものであります。そこで、その加盟認定書を見てみますと、その中に次のように書かれております。「私たち人類が、広島・長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返すことのないように、世界各国の都市と力を合わせて、核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでくださることを期待しています」と述べられております。核兵器のない世界、安らぎと希望に満ちた平和な毎日を送ることは基山町民の願いではないでしょうか。そこで私は、非核・平和なまちづくりのための具体的な事業を実施すべきだと考えますけれども、町長の御見解をお聞きをいたします。

質問の第2は、介護保険の要介護者への障害者控除対象者認定書の交付についてお伺いをいたします。この問題につきましては、私は平成21年6月議会でも取り上げてまいりました。この件につきましては、今回で5回目となります。そこで、改めてお聞きをいたします。皆さん御存じかとは思いますが、現在65歳以上の高齢者は障害者手帳がなくても障害者に準ずると市町村長の認定を受けた方は、所得税と町県民税の障害者控除を受けることができます。基山町は、平成20年所得に係る所得税と住民税から申請のあった一定基準以上の介護保険の

要介護認定者に障害者控除を適用をしています。さて、今高齢者を取り巻く状況は7年前の一連の税制改悪、高齢者控除の廃止、そして公的年金控除の縮小など多くの方が町民税非課税から課税者になり、住民税、介護保険料、国保税が大幅に上がりました。そして、介護保険料も昨年平成24年度から7.1%引き上げ、後期高齢者保険料の引き上げや年金の引き下げは高齢者の暮らしを直撃をしています。このような町民の厳しい暮らしの中で、この介護保険の要介護認定者は基山町が認めれば所得税、町県民税の障害者控除を受けられるということが意外と知られておりません。

そこで質問ですが、まず1つ目に、障害者控除は身体や精神に障害のある方が税金の軽減をできる制度ですが、多くは障害者手帳のあるなしで判断をされています。しかし、障害者手帳を持っていなくても65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている本人や、扶養家族に認定者がいる場合、市町村長が認めれば所得税、住民税の障害者控除が受けられます。そこで聞きをいたします。障害者手帳のない高齢者への障害者控除の適用、つまり要介護認定者に対して所得税、住民税の障害者控除が設けられた理由とは一体何でございましょうか。御説明をお願いいたします。

2つ目に、要介護認定者の障害者控除について、要介護者や町民への周知はどのようにされているのでございましょうか。

3つ目に、要介護認定者別、これ要介護1から5ですが、の障害者控除の認定対象者の人数、障害者控除対象者認定申請者数と障害者認定書の交付件数はそれぞれ幾らになっておりましょうか。平成21年度から24年度までの分について説明をお願いをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

松石信男議員の御質問にお答え申します。

まず1項目めの、非核・平和なまちづくりについて。（1）北朝鮮の核実験を受けて小森町長の核兵器廃絶に向けての見解を求めるということとございまして。私も当然といたしますが、核兵器の縮減、廃絶は進めなければならないと思っております。ただ、それをどう進めていくかということが難しい問題だと思っております。北朝鮮への圧力制裁だけでいいのだろうか、いやそうではなくやはり地球規模での核廃絶、現在核を保有しておる国もそうござい

ます。それから、もっと大きな考え方、世界平和を考えて取り組んでいかなければならないのではないかと、私はそんな気がいたしております。

(2) の非核・平和なまちづくり事業についてということです。本年度基山町においては、平和学習による子供の映画鑑賞会を8月3日に中学校、8月6日に基山小学校、8月9日に若基小学校で実施し、保護者並びに教職員も一緒に学習しております。さらにこれから考えられる事業としては、非核・平和パネル写真展示や広報等による啓発が考えられます。

2項目めの、全ての要介護者認定者に障害者控除をということ。(1) 障害者手帳のない要介護者に対して、所得税、住民税の障害者控除が受けられた理由は何かというお尋ねでございます。障害者控除の高齢者に対しましては、所得税につき昭和45年度税制改正において、個人住民税につき昭和46年度税制改正において、それぞれの老齢に伴い精神または身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が従前より障害者控除の対象とされている知的障害者または身体障害者に準ずるものとして適用対象に加えられました。障害者手帳のない要介護者に対しましては、寝たきり老人または知的障害者、身体障害者に準ずる基準にある方を対象に、基山町障害控除対象者認定実施要綱の認定基準に基づき障害者控除が受けられます。

(2) の要介護認定者の障害者控除について、要介護者や町民への周知はどうしているのかということです。まずは、広報ではことしの2月1日号とそれからホームページでお知らせをしています。また、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険課から介護保険認定審査会の結果と一緒に「所得税、住民税の障害者控除の対象者認定書の交付について」の文書を同封し個人通知をいたしております。

(3) でございます。要介護認定者別(要介護1から5)の障害者控除の認定対象者の人数、障害者控除対象者認定申請者数と障害者認定書(普通障害者と特別障害者別に)の交付件数は幾らかと、それを平成21年度から24年度までの分についてということでございます。平成25年1月末の要介護認定者数は、要介護1は157名、要介護2が89名、要介護3は91名、要介護4は82名、要介護5は54名で合計473名でございます。また交付件数は、平成21年度は8件で普通障害4件、特別障害4件。平成22年度は8件で普通障害2件、特別障害6件。平成23年度は10件で普通障害4件、特別障害6件。平成24年度は現在のところ4件で普通障害2件、特別障害2件となっております。

○議長(後藤信八君)

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目の質問に移ります。

最初の非核・平和なまちづくりについてでございます。まず最初に、核兵器は廃絶は当然進めないかんとということで、御決意いただいたところでございます。まず、北朝鮮がこの核実験を強行したことに對して町長はどのように思われるのか、まず最初にこれをお聞きしたいと思ひます。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

どのようにというか、これはやはりあつてはならない、許してはいけないことだというふうには思つております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

全く私も、先ほど言つたように同感であります。こういうふうには北朝鮮が核実験を行つたことは許されることではないと、こういう点では本当に誰もが一致してゐるのではないかと、この日本の実現のために、さまざまな行動と、それから声を強めていくということが私は非常に大切ではないかというふうには思つてゐるところでございます。そういう点では、町長も異論はないというふうには思つてゐます。そうですか。はい。

それで、その2番目の具体的にどうやっていくかと、これはいろんなやり方とか取り組み方あると思ひます。大変大きな課題ですが、やはり基山町からやっていくということが非常に大事であります。もちろんこれは世界的にも全国の市町村でも取り組まれておるわけでございますけれども。それで最初に、基山町がこの平和市長會議に参加したことについて、町民の方は御存じなのかなという感じがいたします。私たち議員には、この加盟認定証ということで配付していただきました。この点で、町民の方にこれはどういう形で知らされてゐるか、またはその辺どうですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

平和市長会議のほうに入ったということは、町民の方には広報等では知らせておりません。ただ今後、鳥栖市が行っておりますのは市長室の前ですかね、そこに加盟された認定証を額に入れて表示されておりますので、うちのほうもそれをしながら広報にも掲載していきたいと思えます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に、せつかくというか本当に加盟したわけでありますので、私もこの間、広報きやま等を見たわけですが記載されていないということで非常に残念に思ったわけでございます。今後知らせていくということでございますので、ぜひそういう方向でやっていただきたい。

それで、この平和市長会議とは一体どういう団体と申しますか、組織なのか簡単に説明してください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この平和市長会議等の概要の中に、まず先ほど述べられましたように、広島市及び長崎市は1945年の8月原爆の投下により一瞬にして廃墟と化し、数多くのとうとい命が奪われたということで、これに対して1982年の6月24日にニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、広島市長が世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開いていこうという趣旨のもとに、各国の都市が連帯を呼びかけ加盟をされたと。これに伴って、この趣旨に賛同する都市、日本側においては自治体がそれに賛同して参加したことにより構成された機構ということになっております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に全世界の自治体と申しますか、が参加しているということで現在どのくらいになっているか、国内と国外合わせてどのくらいになっているかわかれば報告ください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

加盟都市数につきましては、うちのほうで持っております資料が昨年度の資料になりますけれども、加盟都市数は世界153カ国地域の5,296都市、そのうち国内からは全市区町村の66.3%に当たる1,155都市に加盟をさせていただいていると。ちなみに佐賀県におきましては、基山町が入る以前ですけれども6市4町が加盟をされております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

非常に大きな核兵器廃絶に向けた力に私はなってきていると、広がってきているというふうに思っております。

それで、小森町長はこの非核・平和のまちづくりについて、昨年私のこの3月議会で質問をいたしました。覚えているかどうかわかりませんが、この議事録をちょっと今持ってきておりますけれども、その中で私はきょうと同じようにこの非核・平和のまちづくりのための具体的な事業について幾つか提案をしたところなんです。その中で、私が提案した非核・平和都市宣言とかこのいわゆるモニュメントとかその看板の設置とかですね、そういうことをしたらどうかということで提案をしたと思います。町長覚えているかなと思いますが。それに対するの答弁は、そういう宣言をすると、そして看板を立てるということはやぶさかではないというふうに答弁をされました。これは議事録にも載っています。そのお考えは今でも変わらないですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その考えには、私は別に変わりはありません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、さっき平和市長会議の加盟認定証の中にも述べられておりますし、平和市長会議

の中でさまざまな事業をやろうということが呼びかけられているようでございます。さっき学校で平和学習を8月6日、それから9日、原爆の日に実施をされているということですが、今後考えられる事業としては非核・平和パネル写真展とか広報による啓発活動というふうに答弁されましたが、この平和市長会議のですね、先ほど加盟都市が5,000を突破しているということですが、それを記念してこのいわゆる原爆展ですね、ポスター展の開催をこの平和市長会議が呼びかけられています。私は今までも提案をしてきたわけですが、久留米市など全国の市町村がやっておりますように、やはり具体的なこの核兵器廃絶平和都市宣言、これはいろんな名称はあると思いますがそれをするとか、それからそのモニュメントや看板の設置、これを提案をしたいというふうに思っています。この前、筑後川流域クロスロード協議会で久留米のえーるピア久留米に行ったわけですが、そこにも久留米市の立派なモニュメントがあそこに設置されておりました。これについて、町長どのお考えなのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かにモニュメント、あるいは看板等を設置するという事は、それは市民町民、いわゆる民間の皆さん方に意識づけ、啓蒙するという意味では有効な1つの手段だろうというふうには考えます。それだけでということはいかがかとは思いますが、それは1つの有効な手段だというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひそれを具体的に実施に移していただきたいと。前回は申し上げたんですけども、議会であちこち視察に参るわけですが、全部が全部じゃないですけども行ったところのほとんどはそういう宣言がしたということで、ポールが立てられたりしています。これは非常に大事な私は部分だろうというふうに思いますので、これはそういうことで、そういうふうにする事はやぶさかでないということであるならばですね、大したお金も、もちろんやり方によりますけれど、お金がかかるからかからないからというのはちょっとおかしいのですが、やはり設置すべきだろうと思います。

そうすると、いわゆるこの核兵器廃絶の宣言、平和都市宣言についても、ちょっとインターネットで出してみたのですが本当にたくさんの市でなされています。前回も紹介したわけですが、基山町議会もいつだったですかね、相当前にこれは決議をいたしているところであります。それで久留米市のこの核兵器廃絶平和都市宣言をちょっと見てみますと、これは昭和59年7月1日に行われています。非常に簡単な文章です。それからあと佐賀県で嬉野市とか武雄市、非常にある意味では簡単な文書をですね、例えば久留米市のこの宣言文を読み上げますと、「恒久平和は人類共通の願望である。戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない。そこで、あらゆる核兵器の廃絶を訴え、平和を願って次のとおり宣言する。久留米市は核兵器の廃絶と恒久平和を願う、水と緑の人間都市である。」ということで、昭和59年7月1日。非常に簡単に述べられておりますし、嬉野市も平成18年6月21日、これは嬉野市議会が決議をしています。これも非常に簡単な文書です。武雄市もこの市議会で行っているという状況です。ですから、ぜひこれは具体的に前に進めていくということで、基山町としての核兵器廃絶の姿勢をやはり内外に明らかにする。私は、本当に今こそ必要だと思うんですね。北朝鮮の核兵器はいかんいかんと。もういかんということはほとんど一致しています。

しかしそればかり、もちろんそれは言うことが物すごく大事です、何回も繰り返すですね。しかし、核兵器廃絶をする力というのが何といても日本国民、被爆国である日本国民一人一人の力ですね。それから全世界の国民の方々の、その声が私は北朝鮮とか、それから今核兵器を保有している5カ国ですか、これを廃棄に向かわせると。国連では今さまざまな努力がなされておりますけれど、この力が私は核兵器廃絶に向かう力だと思うんですよ。どこの国が今、その国が持っているのはなかなか手放そうとはいたしません、核兵器は。なぜかと、御存じのとおり核兵器持っていたら平和だと、抑止論になると、これは戦争の。北朝鮮もそういうふうな言い方なんですよね。これも持っていたら北朝鮮を守れると、これで。というような抑止論に立っているわけですね。だから簡単に手放そうとしないんですね。それを手放そうとするのは、やはりもう日本国民を初めとする全世界の国民の力だと思う。その力とは何かといたら、声と思うんですね。本当にそれをお題的に捉えるんじゃなくて、真剣にやはり追求していくと。特にこういうふうに新たに北朝鮮が核兵器保有国として入ってくる、その他イランとかいろいろ言われておりますが、本当にこれ以上そういうふうに住む国がふえてはならないし、これは廃絶に向けてやっていくということで、ぜひ基山町からそういう私の提案した具体的な事業も含めて、ぜひ検討していただきたいと。町長の御

答弁をお願いしたい。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も全くそのとおりだと思います。やはり核兵器廃絶、それから先ほど申しました世界平和、これはやっぱり本当に国が考えなきゃいかんこと、国連が主導してでもやっていかなきゃいかんことだと思います。しかしそれに持っていくためには、やはり国民が市民が声を上げて国を動かすというような、そういうところまで行かなきゃいかんというふうには私も思っております。そして、唯一の被爆国といえますか、日本、そして国民性も大分穏健なというそういう国民性でございますから、やはり私どもがしっかりその辺のところは訴えて、そして国を国連を動かすようなことを考えていかなきゃいかんというふうに思います。そのもう一つの原点というのは、やっぱり自治体でもあろうし、市民の皆さんでもあろうし、その辺のところ母体になってやっていかなきゃいかんということは私も思っておりますので、これはしっかりと考えて取り組んでいかなきゃいかんというふうには私は思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ実施に移していただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

次に、全ての要介護認定者に障害者控除をとということで質問をいたしました。この件について具体的に質問をいたします。

先ほど、いわゆる介護保険の認定者の方に対して、この障害者控除が設けられた理由についてお伺いをいたしました。いわゆるその答弁の中では、知的障害または身体障害者に準ずるものを対象にしたということでございますけれども、その準ずるものを対象にしたというその理由。これちょっと再度ですね、いわゆる障害者手帳を持っていなくても障害者に準ずると認定するというふうになった理由ですね、それを再度説明ください。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

本来、今言いましたように障害者手帳をお持ちでない方につきましては、その1点と

しまして、身体障害者手帳につきましては根拠法令が身体障害者福祉法ということで、社会復帰等を目的としております。でありまして、老衰等ですが高齢者の方につきましては、身体に障害を生じましてもなかなか身体障害者手帳等が受けづらい、それがまず1点あります。でありますので、しかしながらその身体障害者手帳をお持ちの方と同じように、同じような障害であるならば税制上そういったふうと同じように控除をするのが公平ということで、障害のほうの控除の対象になっていることでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今、言われたと思います。この件につきましては、国会でも議論になっております。結局、その障害者控除というのは従来は障害者手帳を持たないと控除できなかったと、しかしそのいわゆる老衰ですね、介護が必要になってくるわけですが、老衰によってこの障害を生じたものについてはその手帳の交付を受けることが非常に難しいという事情があるということで、そのようなところを考慮して65歳以上の人に、具体的に言えば基山町長が認めれば手帳を持っていなくても障害者控除を適用するというふうになったというわけであります。これについて、町長御存じだったとは思いますが、町長ちょっと御感想をお聞きをいたします。町長は特に鳥栖地域の介護保険組合の副管理者でもありますので、非常に大事な役職をされておるわけですから、そういう意味でも御見解をお聞きします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

先ほど担当課のほうから申しましたように、やはり障害者手帳、高齢になられた方で介護が必要な方でもやっぱり障害者というような認定基準、そこに合致しないような部分もございましょうし、なかなかそれが得づらいというようなところもございましょうから、それはやっぱり要介護ということで障害をお持ちの方と同じような扱いをすることがやっぱり必要だろうというようなところで、こういうふうなことになっているというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

この障害者控除は、納税者本人とか扶養家族などに障害者の方がおられる場合は、この所得税と町県民税の所得控除ができるわけですが、この要介護認定者に対する所得税、住民税、この控除税額それぞれ幾らになってましようか、税務住民課長。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

障害者控除につきましては、今のお話があるように65歳以上の方で市町村長の認定を受けている者ということで障害者控除の対象にはなるわけですけれども、控除の額といたしましては、普通障害者が1人につき27万円、それから特別障害者が40万円になっております。これは所得税のほうです。住民税につきましては、障害者が26万円、それから特別障害者が30万円というふうになっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

同じ控除でも、例えば医療費控除ですね、医療費控除なんかは年間10万円ですよ。もちろんいろんな計算の仕方がありますけれども、基本的には10万円ということは意外と、この医療費控除が年間10万円できるということは大体知られているというふうに思いますけれども、この障害者控除については意外と知られていない、意外というかほとんど知られていないんじゃないかというふうに私は思うところであります。

それで、この町民の方への周知徹底と要介護者別の認定対象者、申請者、そして障害者認定書の交付についてでございますが答弁いただきました。それで、町民の方には広報きやまで2月1日号で知らせていると、確かにそれに載っております。載っておりますが、非常にこれが私は読んで、果たして町民の方がどこまで理解されるのかなという感じを受けているところでございます。町民の方に聞いてみますと、やっぱり町民の方知っていないんですよ。要介護2のばあちゃんを扶養されている人にそのことを説明したのですが、知らなかったと。要介護の2だったら、いわゆる普通障害者ですね。これは住民税では26万円ぐらいの控除ができるわけですが、そういうことを知らなかったという声も聞いたところです。これに書いてあるわけですが、果たしてこれ書いてある内容が、これ高齢者の方がこれを読まれて理解できるのかなというふうな感じを受けています。この件についてわかるようには説明は

してあると思いますが、どのように思われるのか、住民の方は非常にわかりづらいと、一体何のことかなというふうなことでなっているんじゃないかというふうに思いますが、これについてどのようにお考えなのか答弁をお願いします。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

これにつきまして、この広報等を見まして住民さんからの電話等相談はあっております。以上です。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もちろん相談があるということは非常にいいことですが、非常にわかりづらいというふうにも私も読んでそういうふうに感じがしたので質問したところであります。そうすると、今いわゆる答弁の中で障害者控除の認定対象者と認定書の発行件数、これには非常に大きな開きが出ています。答弁では、基山町では認定対象者、要介護認定者のことですが、これは平成25年1月末ということですが473人と、そのうち認定書の交付は平成21年から見ても件数的には8件から10件と、473人のうち8件から10件と、認定書発行率が約2%前後です。この認定対象者、いわゆる要介護認定者ですが、比べて認定書の発行件数が非常に少ない、これはどのように考えられるのか、要は申請してもらえばそれは当然ふえますよというふうになるとは思いますけれど、実態的に非常に、基本的には473人全部申請してもらえば、ほとんどの人がこれ障害者控除になる可能性があるわけですが、私に言わせればたった8件から10件ぐらいという非常に少ない、これをどのように分析されどのように思われていますか。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

議員おっしゃるとおり、毎年8件から10件ということで、率にすればかなり少ないのではないかと考えております。その辺のところ介護結果につきましても、その認定書の交付につきましてという文書等も入れておりますが、その辺でPR等もしていきたいと考えており

ます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

PRはしていると、それで非常に不十分ではあるけれども私はされているというふうには思っています。私は介護保険の要介護認定者が障害者控除が受けられると、手帳を持たんばってん受けられるということがですね、私はよく理解されていないんじゃないかと、これが徹底されていないと。きょう会場に、議場におられる方は知ってあったかもしれないけれども、理解されていないと、ここに私はやっぱり申請者というか少ない理由があるんじゃないかというふうに思っているところであります。

それで、この障害者控除の周知徹底の問題では、対象者に申請書を郵送している自治体と、それから役場の窓口で申請書をとりに行かなくてはならない自治体とではですね、全国で数字的にもこの認定書の交付に大きな差が出てきています。例えば紹介しますと、対象者全員に申請書を郵送している埼玉県に加須市の場合でございますが、2,327人おられるわけですが、要介護認定者の方がですね、この対象者に申請書を郵送をされています。そして認定書が発行が864件あります。認定書の発行率が37.1%です。発行しています。一方、この基山町では広報きやまで知らせていると。そしてもう一つは、申請書は健康福祉課にとりに来てくださいというふうになっていると。その結果、この認定書の発行率は約2%と、非常に大きな開きがあるわけであります。

そこで、提案を私はしたいというふうに思うわけです。先ほど言いましたように埼玉県の加須市などが実施しているように、申請書を郵送すると、これが非常に大事ではなかろうかというふうに思うわけです。現在、答弁の中にありましたように鳥栖地域広域市町村圏組合、介護保険の組合からここに所得税、住民税の障害者控除の対象者認定書の交付についてという、これです、これが1枚入れられております。入れられてこれで一応周知はしてあると、これも読んで私非常にわかりづらいというふうに思ったわけですがけれどもですね。それで、これだけじゃなくてこれに加えて申請書、申請書も同封すると、これが非常に大切ではないかと、そうすれば申請者もふえるという形になっていくのではないかというふうに思っているところであります。

それで、この件につきましては私は先ほど言いましたように、平成21年の議会の中でも担

当課長にもぜひそういう方向でやってくれということで要請したところです。それでその時の担当課長は、広域のことで検討したい、勉強したいというふうなことで答弁がされておりますけれども、これはそういう意味でぜひこれと一緒に同封をすると、申請書を同封すればいいわけですから非常に簡単なことなんですね。それでこの申請書を見てみますと、これまた申請書が非常に簡単です。申請書の書き方非常に簡単です。住所、氏名、生年月日、介護保険の保険者番号、介護状態、寝たきり期間とかですね、それだけをちょっと書けばいいんですよ、非常に簡単なんですよ、ごちゃごちゃ書く必要はない。そして、もう一つは病院の先生の診断書もつける必要はない、非常に簡単なんですよ。だからこれ見て、住所、氏名、手帳を見て書けば、非常に簡単なんです。だから介護を受けられている方本人さんでも見れば、非常に申請しやすくなる、しやすいというふうに私は思っているわけですが。これを私は本当に取り組むと、これ1枚ぱっと入れればいいんです、簡単なんです。どうですか、この辺についてぜひ前向きに検討してもらいたいと、この件については管理者であります町長のほうがいいかなと思います、町長この辺はどのようにお考えなのか。これは何回も、前回もやっています、その質問については。町長の御見解を。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに私もそこまで、本当にその申請者が少ないというような、たった2%というようなことまでは認識はしておりませんでした。今聞いておきますと、本当に何でそんなに少ないのかと、理由原因ということでございましょうけれども、やはり広報の量が足りないということもございましょう、それからわかりづらいというようなことでもございましょうし、方法がというような御提案も今あったわけでございます。なるほど申請書を送付すれば、おっと思われてこれだったら申請しようというようなそういうことになるのかもわかりません。それは確かに有効な方法かなというふうに思います。ただ、これは前の課長もお答えしておりましたし、私も思うのは、あくまでも広域で送付していますから、その同封するというのであれば、だから広域でやっぱり1市3町での共通の課題だというようなことでまた協議したいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ、前向きに協議をしていただきたいと思います。それでさらにちょっとお尋ねをするわけですが、いやいやちょっとその前にですね、ちょっと全国調べてみますとさらに私に言わせると進んだところあるんですね。ちょっと紹介をいたします。例えば、先ほど埼玉県有加須市の例を挙げましたけれども、同じく深谷市では対象者全員に認定書を郵送しているんですよ、一方的に。申請関係ありません、全部やっているんです。そういうところもあるんですね。ただ、それなら全部障害者控除をするかということ、実際はそうはなりませんよね、100%、介護保険認定者の方が全部障害者控除の認定書を活用できるかということそうはなりません。それは所得のない人とかいろいろいらっしゃいますから、恐らく、さっき加須市の例を言いましたけれども、3割台かなと、せいぜいですね、3割台ぐらいではないのかというふうに私は思うところがありますけれど。そういうふうなところもやっているんですよ、もう。

次ですが、その障害者認定書の交付についてですけれども、前年に申請書が出されて一度認定書を交付された方、これは認定書の交付の扱いはどのようにされていますか。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

毎年申請をしてもらっております。なぜかといいますと、介護のほうにつきましては御状態のほうが変わってきたりいたしますので、昨年該当してもことし該当しない場合もございますので、申請のほうをしていただいております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それも確かに言われることはわかりますが、これも一旦前年に申請書を出されて認定書を交付した人に対しては、もう毎年認定書を郵送されているんですね、そういうところもあるんですよ。1回申請すればいいということで、もちろんその状態が変わってくるとかどうかというふうなその問題は確かにありましようけれども、そういうこともされている自治体もあるんですね。ぜひ研究していただきたいなど。自動的にやっぱりもう郵送するというのも検討していただきたい。

それと、これで最後ですが障害者の認定基準が非常にわかりにくいというふうに思います。広報きやまには要介護の1から5の方の認定を受けた方は申請をしてくださいということとちょっと書いてありますけれども、この申請基準が、認定基準ですね、これ非常にわかりづらいなど私も読みながら思いました。それで全国の例をちょっと見てみますと、障害者それから特別障害者の認定基準を単純にですね、単純に要介護1から3は普通障害者、普通という障害者、それから特別障害者は要介護の4と5というふうに設定をされている自治体もあります。もちろん確かに単純に要介護度だけで決めるのはどうかなという部分もありますけれども、非常にわかりやすいと、町民の方には、というふうに思っておりますので、その辺も私はぜひもっともこの町民の方がわかりやすいような、やはり認定基準に改善を求めたいというふうに思っておりますが、この認定基準についてどのようにお考えなのか答弁をお願いします。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

この認定基準につきましてわかりにくいということですが、現在のところはこのようにつくっておりますので、これでいきたいとは思っております。それで、今後そういった意見につきましては勉強させていただきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

私が言っているのは、ぜひ勉強していただきたいと思うんですが、町民の人にわかりやすい認定基準にしてほしいと、これ本当にわかりづらいです。さっき言った単純にその要介護の1から3は普通障害というのもちょっと確かに問題十分あると思いますが、もっともっとわかりやすくしてほしいというふうに思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

最後ですけれども、本当に今のままでは、せっかくこの制度があってもよく知らない、知らされていないという状況で利用がされていないという状況にあると思っております。私は町民の皆さんに、この制度があることをやっぱり周知を徹底して、そして先ほど該当者全てにこの制度を活用してもらえるように具体的提案をいたしましたけれども、申請書を同封する、

送るというなどの対策をとって改善を求めて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩します。

～午後2時04分 休憩～

～午後2時15分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○5番（河野保久君）（登壇）

皆さん、こんにちは。5番議員の河野保久でございます。

何かと御多忙中の中、傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。元気な活気あふれる基山町を実現していくため、住民としての目線を忘れず今回も質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、3点です。

1点目は24年の昨年6月に発足しました地域担当職員制度についてでございます。昨年の4月、定例会においてけやき台のまちづくりの一般質問を行った際に、この制度に触れたときの執行部の答弁に多少違和感を感じましたので、今回改めてこの件に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

2点目は、昨年の12月行われました町立小中学校合同創作劇についてです。昨年のふ・れ・あ・いフェスタの折に行われたこの公演は、ごらんになった町民の方々に深い感銘を与えました。私の町内の周りでもすばらしい事業だったよねというような意見を多数伺いました。ぜひこの事業がこれから継続して続けていく事業になるようになるための一助として今回質問をさせていただきます。

3点目は、アトラスのけやき台の戸建て計画の変更のその後の進捗状況についてでございます。一日も早い計画の実現をと願っておるのは住民全ての願いでございます。先ほど男女共同参画は、同僚議員では23回で5回の質問をされたというお話をしましたが、私はこれ8回目でございますが、8回中4回これの関連質問をしております。なぜかという、やはりあそこの計画が今まで延びたということが非常に気になって、やはり町としても何らかの関

与をしていただいて元気なまちづくりの一助となればと思っ今回も質問させていただき
ますので、何とぞよろしく御答弁のほどお願いいたします。

では具体的な質問に入らせていただきます。

最初に、地域担当職員制度についてでございます。まず、この制度を導入した目的、狙い
等をお示しく下さい。

2番目に、制度の立ち上げに関して次の点を教えてください。1地区に職員数を3人とさ
れておりますが、これはなぜなのでしょう。2番目に、任期を原則として2年としたのは
なぜなのでしょう。3番目、立ち上げに当たって特に考慮した点、苦慮した点等はございま
したでしょうか。その点をお聞かせください。

3点目です。職員の活動実績をこれは幾つかの具体例を挙げてお示しいただきたいと思
います。

4番目です。現状をどのように認識され、それを踏まえてどのようにしていくつもりなの
か今後の展望をお示しく下さい。

2番目です。町立小中学校合同創作劇についてでございます。まず最初に、公演を行って
の所感を、所管それから目的、反省等も含んでその辺の所感を教育長にお伺いいたしま
す。

2点目です。今回の公演に当たっての概要をお示しく下さい。携わった児童・生徒数は何
人でしょうか。できれば学年ごとの人数を教えてください。2番目、ボラン
ティアで協力いただいた方々の人数はおおよそ何人だったでしょうか。3番目、かかった費
用の総額とその主たる内訳はどのようなものでしょうかお示しく下さい。

3点目です。今後については、どのようにについて考えているのでしょうか。まず継続して
いくお考えなのですか、今回限りとお考えなのですか、まずその点をはっきりしていただき
たいと思います。2番目に、継続していくのであれば、差し当たって1350年祭という大きな
町としての行事もあると思います。そこに向けての1つの取り組みとしてどのようなシナリ
オを考えておられるのか、その点についてお示しく下さい。それから3点目、その1350年祭
が終わった後にこの事業をまたどうしていくのか、継続していくのでしょうか、それともそ
こまでおしまいとするのでしょうか。その辺も私としては非常に気になるところで、な
のでお示しく下さい。

3番目です。アトラスけやき台の戸建ての計画についてです。これについては、昨年の6
月に戸建てということでの御報告を受けましたが、その後理事会の説明、それから住民への

説明が2回行われたというのは私なりに認識しておりますが、その説明会についてどのような内容が説明されたと御認識でしょうか、お示してください。2点目です。説明会後からその後7月、11月に2回目が行われたと聞いていますから、3カ月、4カ月程度たっております。どのような進捗状況になっているのでしょうか。その辺が最近ちょっと耳に入ってきてきませんので、お示しいただければと思います。3番目です。今後について町としてどうかかわりを持っていくおつもりなんでしょうか。この辺が非常に最大の今回の注目点でございます。ひとつよろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

河野保久議員の御質問にお答えを申し上げます。1項目めと3項目めについて私のほうから申し上げます。2項目めは教育長のほうにお願いをいたします。

1項目めの地域担当職員制度について。

（1）制度を導入した目的、狙いを示せということでございます。この制度の目的につきましては、1つは地域と行政の協働のまちづくりを推進し、地域主体のまちづくりを支援するためです。次に、地域と行政の積極的なコミュニケーションを図り、互いの信頼関係を構築することで地域の活性化と行政運営の円滑化を図るためです。それから最後に、町職員を地域担当職員として各地域に配置することにより、職員自身が地域感を磨き、地域と行政とのパイプ役を担うことで地域への支援や地域のさらなる活性化を図るためでございます。

（2）の制度の立ち上げに関して次の点を示せ。アの1地区に職員数を3名としたのはなぜかということです。基本的には、町民の皆さんに対応する場合は2名以上で出席するのが必要と考えております。必ずしも全員が出席できるわけでもありません。また、引き継ぎ等の問題もありますので、3名としております。

イの任期を原則として2カ年としたのはなぜかというお尋ねです。地域担当職員については、地域との連携も必要ですので、複数年の任期が必要と考えております。

ウの立ち上げに当たって特に考慮した点、苦慮した点はあったかということでございます。基本的には、地域の自治活動については、地域の自主的な活動が基本と考えております。そこで、いかにしたら地域担当職員を利用してもらえるのかを考え、地域のまちづくり計画の作成など幾つかの働きかけを行っております。また、地域担当職員についてはできるだけ地

元の職員をと考えていますが、地域活動の支援に対する経験、職員の居住地の偏在等を考慮すると必ずしも地元の職員を配置できないところが苦慮したところでございます。

(3) の職員の活動実績を幾つかの具体例を挙げて示せということでございます。13区の規約改正時に参加し、他区の規約紹介や意見等の発言、6区で地縁団体を設立されるため行った出前講座への参加、3区で基山町総合計画、アダプトプログラムの出前講座への参加、その他各地区での地域担当職員の概要説明や担当職員の紹介などでございます。

(4) の現状をどのように認識し、それを踏まえてどのようにしていくつもりか今後の展望を示せということでございますが、各自治会においては少しずつ地域の自治活動について、さまざまな取り組みがなされているようになってきております。しかし、地域担当職員の要請が少ないようですので、地域担当職員の積極的な活用をお願いするとともに、一層のPRが必要と考えております。また、町としても積極的なアプローチや工夫が必要と考えております。

それから3項目めでございます。アトラスけやき台の戸建ての計画について。

(1) マンションの住民の方々に計画変更の説明会が2回程度あったと認識しているが、その内容はどんなものかということでございます。このことにつきましては、今までも説明してきましたように、マンション計画を取りやめ戸建ての分譲計画にするということでございます。

(2) の説明会後の進捗状況を示せということです。今までマンションの自治会の役員会と協議をされてきたようですが、別途、検討委員会を立ち上げたほうがよいということになり、マンションの管理組合で本年1月に委員を募集され、今後この検討委員会の中で協議されるということでございます。

(3) 今後について町としてどうかかわりを持っていくつもりかということです。基本的には民事の事業ですので、その進行状況を見守っていくこととなります。ある程度事業が進んだ段階で町として協力が必要な部分があれば協議することになるかと考えております。以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

河野議員の御質問にお答えしてまいります。

2項目めの町立小中学校合同創作劇について。(1)公演を行っての所感、目的・反省も含んで示せというお尋ねでございます。私は着任当初より、本町には町の宝であるとともに国指定の特別史跡としての国の宝でもある基肆城が所在するにもかかわらず、この価値を町民の皆様がどれだけ認識しているかという疑問がありました。また、学校教育や社会教育の中でどうにかして郷土の歴史を語れる子供を育てたいという願いを持ち続けておりました中、今年度当初において町立の小中学校合同による基肆城をテーマとする演劇への取り組みに対して、町内の方々や団体等が協働をいただけるような体制が整いました。さらに今回は、小学校と中学校でおのおの単独で取り組むのではなく、小学校、中学校が一緒になって町民の皆さん方へ町の宝である基肆城の価値等について発信を行うということにも大きな意義があると考えました。反省としては、何しろ初めての取り組みでもあり、当初は模索する中で若干の戸惑い等もありましたが、町民のボランティアの方々に助けをいただきました。公演自体につきましては、2回公演で約1,500名の入場がありほぼ満席となりました。御観覧の皆様アンケートをとらせていただきました結果、「セリフがやや聞きづらい」などの意見もありましたが、ほとんどの方に「感動した」「子供たちがよく頑張った」「基肆城のことがよくわかった」などの御意見をいただきましたので、初めての試みとしては成功の域に達したのではないかと考えております。

(2)の今回の公演に当たっての概要を示せと。アのかかわった児童生徒数は何人かということです。小学校1年生が3名、2年生8名、3年生7名、4年生3名、5年生4名、6年生3名、小学生合計で28名でございます。中学生は1年生6名、2年生3名、3年生3名、合計12名でございます。児童生徒数総数は40名でございます。

イのボランティアで協力いただいた方々の人数はおよそ何人かというお尋ねですが、約50名の方に御協力をいただきました。

ウのかかった費用の総額と主たる内訳はということですが、総額は41万9,504円。内訳としまして、消耗品費に16万1,729円、印刷製本費、プログラム等をつくりましたので印刷製本費に13万1,775円、委託料12万6,000円でございます。

(3)の今後についてどのように考えているかと。ア、継続していくのか今回限りか。イ、継続していくのであれば1350年祭に向けてどのようなシナリオを考えているかというお尋ねですが、アとイをあわせて回答いたします。水城、大野城、基肆城1350年事業については、参加自治体とともに平成25年度からPR事業等から順次進めていくこととなりますが、この

事業の1つとして継続した取り組みができればと考えています。しかし、まだ各小中学校や共催団体並びに協力者の皆さんと協議を行っておりませんので、詳細については未定でございます。

ウの1350年祭以降についてどう考えているのかということですが。当初の目的であります「郷土の歴史を語れる子供を育てたい」ということでは、本創作劇は大変有効なものであり、本町にこれまで余り目立った活動がされてこなかった演劇という文化が芽生える可能性があるという点でも大変意義のあるものと思います。今後の取り組みについて、これからの活動等を踏まえた上で、各小中学校や共催団体並びに協力者の皆さん等と一緒に考えていければと思っています。以上、お答えいたします。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

どうも御答弁ありがとうございました。まず、町長にお伺いします。

町長は、先日行われた鳥栖、久留米、小郡とのクロスロード協議会の中の冒頭の発言の中で、基山のまちづくりはどのようなまちづくりが特徴かというようなパネリストとしてのお答えの中で、まちづくり協働をやっておりますと、その中で地域担当職員制度にも導入してというような御発言があったように私は記憶しております。その点について、今現在そのまちづくり基本条例とその地域担当職員との関連について、どのように御認識なのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も当初からといいますか、10年前からやっぱりこの1万七、八千人の町としてはやっぱり協働というのが必要だというようなことはずっと言い続けてまいりました。そうした中で、まちづくり条例もできましたし、それからさらにそれを進めていくためにはやっぱり住民の皆さんと行政がやっぱり協働を一緒にやっていかなきゃいかんというようなことを感じて、この地区担当職員制度を去年設けたというようなことでございます。そういう思いでございますので、クロスロードでそれを言ったのはどうかはちょっと私も定かじゃございませんけれども、それはやはり私の思いだということでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

確かに言いましたよ、町長。ほかの町の方が聞いておられる前ではっきりおっしゃいましたから、それだけはしっかり認識しておってください。

それから、これは木村課長にお伺いしたいと思うんですけども、12月のその質問なんですか、町の職員がけやき台に担当職員が来たのを僕は見たことないよというような質問をしたときに、間違いだったら木村課長指摘してください。回答がですね、職員が地域のことを考えるのではなくて、地域のことは住民で考えられるので、それを補助するのが地域担当職員の役割なんで、その点は十分御理解くださいというような質問があって、僕は正直言って私の認識とはちょっと違ったところがあったんで、多少ちょっとカチンときたところもあったんですけども。その辺のお考えは、今の認識、町長の発言いろいろの御答弁を聞いて変わりはないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この件に関しましては、先ほども町長が回答しましたとおり基本的にはやはり地域の自治活動ですので、やはり地域が自主的な考えで地域のことはまず考えてほしいとは思っております。ただ、職員もだからといって職員が全く考えないというそういう考えではございません。制度の中にもやはり地域の事情やそういう行政情報、地域のことの把握ということも職員の任務としてしておりますので、そういうことはやっぱり職員として必要かというふうには考えております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ありがとうございます。そういうふうに認識していただければ助かります。これから先の話がやりやすくなりました。

それで、僕がなぜ前回そういうことを質問されたかということ、余りにも今回の制度の概要、昨年5月だったかな全員協議会の中、それからまちづくり審議会の中でのいろいろ資料を見ていると、町の職員はこういうことをやりますよというのが目立つ前にですね、こうい

うことはできませんよみたいなコメントがかなり、先に目に入ってくるんですよ。こういうことはできません、今までどおりやってください。何かそういうところが非常に目立つんですよね。その中で、じゃあ目的として積極的なコミュニケーションを住民と図った上でまちづくりを一緒に進めていくんですよというのが趣旨ならば、何でもうちよつと町の職員が来ないんだろうかと思って僕はああいう質問をしたんですよ。なのでその辺は、何か町として働きかけをしていただいて、やはり職員の方々に、やっぱり職員の方も町の仕事を持つての地域担当職員という配置のあれですから、なかなか自分で出づらいところあると思うんですよ、自分の仕事あるから。だからもっと町の上のほうの方々が、そういう職員の人たちに働きかけて、たまにはちょっとおい町に、あそこに行って時間があるんだったらちょっといろんな見てこいよとか、話聞いてこいよとかいうことは言えないんですか、どうなんですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

言われていることはよくおわかりしますけれど、基本的にはやはり地域が自分たちのまちづくりをどうしたいかということを考えるときに、地域担当職員としていかに応援するかという制度で考えておりますので、基本的にいいますとやはりそのところは、やはりまず地域はどうされるかということが基本だというふうに考えております。実際の問題としましても、今区によっては地域のまちづくりについてアンケートとったりされているところがあると思いますので、そういうアンケート結果を持って計画づくりをされるときは、恐らく地域担当職員の参加を求められるんじゃないかというふうにも考えております。地域担当職員のほうがまず区の要請もないときに、こちらが積極的に動けないのかという質問だと思うんですけども、これにつきましては先ほど町長のほうも申しましたとおり、少し積極的なアプローチも必要かと考えておりますので、これについてはもう少し地域担当職員とも話をしまして、また当然その支援を受けるほうは各自治会ですのでそちらの区長会あたりとも協議しまして、少し積極的な工夫が必要かというふうには考えております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひ、基本的にはその辺でというのですが、基本的には僕間違っているとは何も言ってい

ないんで、基本的なのはよくわかるんですけども、じゃあそれがどう動いているのというところが大切な観点じゃないかなと思うんですよ。基本的な考え方はね、それは多少こうじゃないかとかいろいろ皆さん、各町民の皆さんも異論あるところはあると思いますよ。ただ、住民の一目線として見るとですね、そういう担当職員、制度を知っておられる方はまだいいと思います、知らない方もまだおられるんです。そういう方の認識からすればですよ、やっぱり何らかの行事なりなんなりに出てきていただいて、やっぱりその担当の町民の方、けやき台で言うならば三丁目だけ集まってということにはなかなか場所ないんで、例えば祭りのところに来ていただいてそういう皆さんとの交流の場に入ってきていただくとか、そういうことがあってもいいのではないかなと思うんですよ。ここにもちゃんと、そのまちづくり審議会のあれの中にも、地域懇談会等への参加というのも業務として入っていますよね、業務というかこういう活動もしていきますよと。その中になぜかよくわからないけれど定例の各区運営委員会を対象としないと、またここにしませんが入るんですよ。そうするとね、どういう意味合いなのこれということになるんですよ。だから、そういうような積極的な働きかけと具体的に今言いました。例えばそういう祭りの事業、やっていますよね、けやき台1区やっています、今、全区で。2回もうやりました。そういう場に来ていただいて、皆さんのいろんな話を聞いていただくというのが、まずその地域を理解していただくため、それからわざわざ回らなくたってみんなが寄ってきてくれるところあるんですよ。何も酒飲みに来いとは言いません。課長はしっかり酒を飲むような席にはいけませんと書いてあるから。酒に飲みに来いとは言いません。でもそういう1つのすばらしいその集まる場があるわけですから、何でそういうところに出てこないんですか、歯がゆくてしょうがないんですよ。どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

実を言うとそういう行事ごとにはですね、実を言うと参加するという予定で制度上つくっていませんので、これ現時点で言えばちょっとそれは考え方が違うかなという考え方は持っております。ただ、先ほど申しましたとおり少し積極的なアプローチや工夫が必要という観点から、もう少し内部的な検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それからこれは、まちづくり、何ていうんですか基本条例をつくるその1つの手だてとしてというようなところから発足したわけですね。そうですね。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これは先ほど町長も申しましたとおり、協働のまちづくりを進めるためにその一助として制度を設けたわけでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

最終的には、書いてありますけれど何か基本条例なんかにも書いてあるけれど、その各区のまちづくりを策定委員会みたいなものができて、それぞれの区でまちづくりの計画がされたらということ、最終とは言いませんけれど1つの目的としているというこの点も間違いないですね。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それは1つの協働の手法ですから、区長会の中では来年度から総合計画をつくりますので、各区でまちづくり計画をつくっていただくようお願いをしております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

そういうことであるのなら、余計担当職員の仕事というのは重要なわけですね。何回もしつこく言うようですけれども、やっぱり地域を知ってもらわないとアドバイスしてもらったってちんぷんかんぷんなところでアドバイスしてもらったら平行状態が続くわけですから。僕はまずその根本としては、その地域担当職員がまず地域のことを、隅から隅まですれとは

言いませんけれど、やっぱり問題は何があるの、ここではどういう経過でこういう町ができてるの、というようなところのぐらいのところは押さえていただいて相談に乗っていただかないと、区長さんだって最初からはなからですよ、町のその自治会ができてからの歴史から説明してですよ、地域の状況をあれというのはそれは大変ですよ。だからそのぐらいのところは何か機会を設けていただいて、例えば自治会の三役の方なりとの話し合いをこちらから、町のほうから働きかけてそういう場を持っていただいてそこに担当職員の方が行っていただいて話をするなり、というようなそういうような働きかけはできないものではないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほどから何度も申し上げて申しわけございませんけれども、やはり地域の自治活動ですので、基本はやはり地域がどうするかということを中心に考えていただきたいと思っております。それで今意見が上がっておりますけれども、こういうことはうちの職員のほうから、町のほうから働きかけるということなんですけれども、やはり基本は、今後こういう地方分権の中で考え方の基本はやはり地域がまずやるということですので、その線は外したくないと思っておりますけれども、先ほどから申しましたとおりまだ活動が少ないという面もありますので、何らかの工夫が必要だと考えております。この中で検討をしていきたいと思っております。その中で大事なことは、やはり地域の自治会がありますので、そういう自治会長さんの集まりの中で少し話もさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

何が言いたいかというと、制度はできたわけですよ。でも制度はつくることが目的じゃないわけですよ。その制度の趣旨、目的が沿うようにみんなが動いて、初めてその制度のよさが出てくるわけですよ。何かそのよさというのが、活動のその基本的にはすごくよくわかるって課長には何回も言うけれど、わかるんですよ。そこの裏が見えてこない、活動のあれとして地域において肌と土に感じられないから不安なんです。悪い言い方すると、制度をつくったことが目的で、もう制度できちゃったからいいやというように見えるときもあるんですよ。町のやることは、今までちょっと基山町の悪いところなのかな、町でつくった制

度だから、はい、あとは制度つくりました、みんな来てくださいよって、町だから待ちの姿勢でいいということではないわけでしょう。しゃれにもならないですよ、そういうの。じゃなくて、もっと町のほうからの、じゃあ住民にも働きかけてください、それもわかります。ただ、町のほうも何らかのそういう姿勢を示さんと、住民のほうはどうしたってこういう制度ができたなら自分たちで制度設計したわけでも何でもないんだから受け身ですよ。やっぱりアプローチをして仕掛けていってもらわないと、住民の人たちとしてはどう立ち上がっているのかわからないことがいっぱいあると思います。ですから、その辺を何らかの形で相談をするなりなんなり、それは結構です、いろんな手法があると思いますんで。ぜひそういう機会を、もう1年たつわけですよ、もうすぐ。担当職員が2年でしょう、2年なんて、また1年あつという間にたちますよね。来年の今ごろまた質問しているかもしれません。じゃなくて、やっぱり来年質問するときには、ああこういうことをやってもよかったけどこういう方法もあるよねというね、何ていうか1つ進んだ段階の話をしたいですよ。ぜひそういうような方策を考えていただきたいんですけれども、町長と課長のほうにそれぞれ御答弁をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、やりとりをといいいますか、質問、回答を両方聞いておりましたけれども、私ももともとこれは協働の上に立ったものだということ、そして協働とは何なんだと、お互いが力を合わせてと考えるというようなその辺なものですから、そしてもう10年前、余りこれ辞書にも載っていなかったと思います。最近、辞典にも協働という、あの協働という言葉がやっと出てきたというようなところでございます。まあ、10年何しておったかと、ぐずぐずしよるからそんな余り進まんだっだろうというような御指摘もあるかもわかりませんが。私はそれでいいんじゃないかなと、むしろそう思います。したがって、この地域担当職員制度、これについてもやはり余り急ぎ過ぎ、入り込み過ぎ、求め過ぎ、これはちょっといかがかなと。これはもうむしろ、後にも書いておりますように何か相談がありましたら当然出て行く体制、それすらなければしょうがないんですから、出て行って、何ですか地縁団体の相談があれば一緒になって考えるとか、区づくり条例がということであれば相談していただくとか、そういう形でやっぱり画一的にといいいますか、押しつけじゃないそういう持っていき

方がやっぱり協働であり、この制度であろうかと、私は課長と同じようなことなんだろう
か、そういう立場でございます。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

この問題は、町はいろいろすれば片がつくという問題だけではございません。相手がある
ことでございます。地域の自治会という相手があることでございますので、地域の自治会の
いろんな考え方もあると思いますので、その辺とも十分協議しながら、町としてはもう少し
積極的なアプローチも必要かと考えておりますので、今後その方向で検討はしていきたいと
思っております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひですね、このまちづくり協働の事業というのは予算もかなりかけて、職員の方々も研
修を受けられたり、本年度も80数万だったかな予算をつけて職員の予備研修をやったり何か
する予算もついていますよね。せっかく金かけているわけですよ、よかれと思ってみんなや
って、みんながこういうことをやったらどうと言っているわけですよ。だったらですよ、も
うちよっと、もうちょっと何か譲れるところは譲ってですよ、目的はまちをよくしようっ
ていうことなんですよ、みんながね、みんなで。そこに向かってですね、基本論ばかりやっ
ていたら全然進みません。なのでその辺をやっていただければと思います。1つ現状認識と
して、どのように認識されているかというところの質問で、僕はあれとちょっと違ったよう
な答えが返ってきているんですけれども。住民は理解していない人のほうが多いと思いま
すよ、この制度をね。どういうふうにしたらいいんだろうというのをわからない人多いと思
いますよ。というのはね、出ませんもん。町の何かいろいろ集まりがあったって、この話題は。
やっぱりああいうところで、少なくともこういうあれがあるんだったらちょっと何かやっ
てみようかというような声が住民に上がるぐらいまでは、やっぱり町としても仕掛けていくべ
きだと僕は考えます。ぜひその辺で、この制度がつくったことで終わりにならないように、
これでまだまだこれから先続くわけだし、まちづくりというのは正解もないわけだし、頂上
もありません。だからどれがいいというのものないですけれども、何か模索する中でお互いに

基本論ばかり言っていて来ないから、やらないからじゃなくて、もうちょっと歩み寄るところは歩み寄ってこの制度を進めていくように要望して、この質問は終わらせていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

では、2番目に創作劇の件です。

去年、ある何のときだったかちょっとどっかの行事ごとに行ったときに、ある方からこういう祭りというか創作劇の話聞いたときに、僕すごく正直言ってうれしかったです。基山も捨てたもんじゃないねと思いました。それで、特にすばらしかったのが小学校と中学校を一緒にしてやられたってところ、それが誰がやれっていうわけじゃなしに自然発生的にいろいろなものがくっついてきたように僕は見えたわけです。なので、すばらしいなと思っています。なので、ますます発展してもらいたいという観点から質問させていただきますので御答弁いただければと思います。

まず、生徒の募集というんですか、40名、学校単位になされたんですか。それとも、例えばいろんなつてをたどってとか、いろんな方法があると思うんですけれどどういう形でされたんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

3校それぞれに学校を通じて募集をさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それで、募集は比較的、何ていうんですか、予定大体何人ぐらい集まったらできるかねというような思惑はあったと思うんですけれども、その辺には比較的安易にというか、苦勞せずに生徒児童は応募していただけましたか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

先ほど教育長のほうがお答えしました40名ということで実際はやったんですけれども、最初はまだやはり50名あるいは60名ぐらい欲しいというような感覚で募集をかけた状態です。

それで、パンフレット見ていただければわかりますけれども、1人の子供さんが2役も3役もしているというようなところもあって、本来だったらやはり60名ぐらい欲しいということですけど、余り多くても今度はなかなか指導も大変だと思いますけれども、ちょっと状況としてはそういう状況でございました。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ただ、すばらしいなと思ったのは、さっきも申しましたけれど僕も育成会のいろいろ役員をやらせていただいたときに、小中学生が一緒になっての行事ってあるようでないんですよ、一緒になってやるというんですか。それで、前回質問させていただきました通学合宿なんかも本当は一緒にやりたいんだけど、いろいろ場所の面でいろいろ経費的な面、それから今までの経緯の問題でできないという声があった中で、こういうのってできて、本当にそれこそ1年生から中学校の3年生まで集められたというのはすばらしいことなんで、この線だけは崩していただかないのと、もうちょっと今回の公演を見てこれからやられるんでしょからその前提でお話しします。まだ協議していませんということだけれど、恐らくやられると思うんで、もっと生徒児童たちを積極的に参加できるように学校からも働きかけていただくように、教育委員会のほうも働きかけていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

おっしゃるとおりで、今後そういうことについてはもっと学校から積極的に生徒児童を出してもらって素地をつくってってもらいたいなと思っております。今回この劇を見た、出演した子供じゃないただのお客として見た子供の中で、来年は僕もやりたい、私もやりたいと思っている子供たちがたくさんいるのではないかという声もちょっと聞いております。期待をしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

人数はね、極端なことを言ったら80人とか100人いったらそれなりのやり方を考えればい

いんですよ。2回公演やったら2つチームをつくれればいいわけでしょう。2つのチームをつくってそれぞれで1回ずつ公演するとか。極端なことを言ったら、基山のあれで言ったら文化祭の場で発表するって手だってあるわけですよ。そういう発表の場をつくってやるのは、それこそ大人の仕事ですよ。子供たちはやっぱり出てきてもらう、そういう子たちの芽は潰さんように、そういうことだけはぜひお願いしておきたいんです。やっぱりかわいそうですもんね、自分で手を挙げてやりたいと言った子が出れなかったら、教育長やっぱり悲しいでしょう。それは教育のあるべき姿じゃないですよ。やっぱり自発的に出てきた子の芽は摘み取るべきじゃないと思うので、ぜひそういう方向でそれはお願いいたします。

それからもう一つ、気になっている点はボランティアの方、50名ほど御協力いただいて演出指導させていただいた方、それから、いろんな方が携わっていただいたというのはいろいろプログラム等を見てよくわかりました。それで、1つ心配なのは、そのボランティアの方々にいわゆる経費的な負担というのはなかったんでしょうか、この辺がすごく心配なんです。1つ事業をやる上ではどこかに無理があっては決して長続きしません。話はきれいでも裏がやっぱりついてないと事業というのは継続的に続かないものだと思いますので、その辺はどうだったんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今の御質問ですけれど、とにかくボランティアで全部やっていますので、まず人件費とかというのは全くゼロでございます。ただ、衣装代とかの道具関係ですね、衣装代のきれとか何とかというのは学校からも呼びかけていただいたので、そのグループの方以外のところからもボランティアで提供していただいた部分もございます。あと、そのボランティアの中からでもいろんなそういう提供できるものについては、出していただいたというふうに思っておりますので、そのあたりが過度に御負担になるというようなことになるとこれまた続かないということですので、そのあたりはもう少し次回やるということになればそのあたり注意してやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、来年この辺はちょっとあれしていただきたいんですけども、確かに舞台僕も公演見させていただいたんですけども、一生懸命子供たちがやっていたけれど、やっぱりこれマイクがね、だったんだと思いますよ、恐らく後で音響の担当の方はちょっと顔見知りでもあったもんで聞いてみたら、やっぱりマイクがあと1本、2本こっちにも入れてほしかったよね、子供たちは一生懸命ボイストレーニングしてやったけど、やっぱりそういう的なあれもありますもんね。だからそういうところは反省点として次回やられるのであれば、その辺のことはそんなに高いものじゃないと思うんで、最大限いろいろ協議なさっていただいて考慮していただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

ただいまの言われたことは、私も聞いております。やはりどうしても音楽自体も、バックの音楽がちょっと大きかったというような御指摘もいただいております。そのあたりの調整は当然やるんですけども、やはりどうしてもあの舞台で広いところで子供たちがせりふを言うということになると、今のマイクだけでは完全には拾い切れない部分がございます。これについては、やはり舞台担当の方とも少し協議をしてできるような範囲で進めていきたいというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひそういうことでやっていただければと思います。1350年祭に向けても、これから協議ということになるんでしょうけれども、ひとつ前向きにやっていただけますか。ただそこで1つ気になっているのは、今度小中学校の若基と中学校との先生かわられますよね、定年ですよね、お二人。それがあってまだ話し合いができてないのかなというのがちょっと気になったところなんです、そういうことではないわけですね。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特にそれは関係ないと思っております。やるときはきちんとした手順を踏んでやっていき

たいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひですね、やるんなら、去年たしか練習を始めたのが夏休みぐらいからだったですかね。なので、なるべくもうちょっと早くから準備していただいて話し合いも詰めるところは詰めていただいて、それで3校の学校の先生たちのまず意思を統一していただいて、1つの事業に参加してボランティアの方を募るとというのが、やっぱりみんなが一つになってやる上での基本だと思いますので、早くその話し合いの場を持っていただくようなことで御努力いただければなと思いますが、そういうことでお考えいただけないでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

実施に向けてのいろんなプロセスはそういうふうに踏んでいきたいと思いますが、実際の子供たちの活動になりますと専門家の方のお話では、余り早くてもあのくらいだということも、期間的にはそういうこともちょっと伺っておりますので、すごく十分協議してやるときはやっていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ではぜひ、僕もその辺の演劇のことについてはど素人なんでわかりませんが、話し合いは早いあれでやっていただいて、まずやるかやらないか、どういう子たちでやるのかはやっぱり早目に決めていっていただければと思います。

最後に、僕が一番気になるのは、1350年祭というターゲットがあるからいいけれど、その後はどうなるのかなというのが1つ気になる場所なんです。御答弁の中で非常にいいことを言われたなというのは、教育長がその、この基山です、余り目立たなかった、何ていうんですか、文化的な、劇という文化が芽生えたというのはすごく意義のあることだという御答弁をされておりました。これ僕も大賛成なんです。何か子供たちのことを見てみると、基山というと確かにスポーツ少年団はいっぱいあって目立つんですね、でも子供たち

はスポーツが得意な子もあれば不得手な子もいるし、入りたくたって入れない子もいるわけだから、やっぱり文化的なこういうものは何らかの形で将来的に、これが学校でやるのかどうかは抜きにして何かの団体ができる何々文化団体になるのか、それがいいか僕もちよっとわかりません。思いつきで話しているところもありますんでね。ただ、そういう形にできるように町として取り組んでいっていただく、そういう方向性だけは示していただきたいと思うんですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私もその演劇という文化が子供たちだけの文化ではなくても、大人との行動でもいいので、何か基山町に根づけばという気がいたします。今回の創作劇で、やはりそういう素質のある子供というのが、脚本、演出をしていただいている方にこの子は素質があるというふうに見抜かれたお子さんも実際におりますので、もしかしたらそういう方面に行くかもわかりませんので、何かそういうきっかけをつくるというか、そういう方面に伸びる子供のそういう選択肢がたくさんあるという、スポーツ、文化、そういう面では演劇という文化を少しでも根づかせていきたいという思いを持っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その教育長の思いを残していってください。リーダーの仕事というのは、やっぱりある意味でいい思い出をやってね、みんなの協力を上げる人がやっぱり僕はリーダーだと思うんですよ。だからそういうことで、そういう教育長の思いがあるならその思いでぜひ進んでいただいて、基山にその文化の根というか、その演劇の根でもいいです、そういうせっかく生まれたものを育てていくような土壌をつくっていただければなと思います。僕先日、山鹿に行きまして、山鹿の子供たちうらやましいなと思ったのは、あそこに八千代座って昔の舞台小屋ができていますよね。聞いてみてうらやましいなと思ったのは、子供たちがあそこを使っていること、バレエの発表会やったりなんかしてやっているんですよ。基山は残念だけどそういうのはないけど、せっかく町民会館という立派な舞台があって、あれはやっぱり立派なもんですよ。なので、そういうものでやっぱり子供たちが、それから住民の人たち

が、そういうものを発表できる喜びというものは文化として根づいていくようなことをやっていただければと思いますので、ぜひそういうことで教育長これからもますますやっておられることは素晴らしいことをやっておられると思いますので、頑張ってやっていただければと思います。

それでは3点目に、アトラスの戸建ての計画についてですが、マンションの計画、これはわかっているんですけど戸建ての計画をしていた。戸数は何戸とかそういう具体的な説明は聞いておられますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

旭化成のほうで戸数何戸いったかということは、ちょっと私のほうとしては把握をしておりません。たしか我々が認識しているのでは、27戸前後だったんじゃないかと思っています。駐車場とかの関係で若干前後しているという話は聞いております。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

細かいことを言っているとちょっと時間もないんで、ちょっと気になっていることを聞いているんです。というのは、僕ちょっと気になって当初のいろんな説明の資料をもらってきたら、旭化成の説明書の中には戸建て分譲事業の可能性について検討して、この方法で話を進めていきたいよということを住民さんに資料として配って、その中に22戸ということであってあります。御丁寧に土地の税金のところも35年分については旭化成のほうで見ますよとかね、そういう話をきちんとされています。これで大丈夫なのかなと思ってたらですね、何かね、年明けてある町内の方と話しておったら、何か戸建て分譲住宅じゃなくて戸建て宅地分譲に話になっているみたいよということで、聞いたんですよ。それは確かにそのうち家が建つんだから戸建てだって言えば戸建てでしょうけれども、戸建ての分譲と戸建ての宅地の分譲とでは意味合いが違うでしょう。その辺の認識どうですか、それ聞かれて。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

戸建ての分譲と聞いておりましたんで、宅地の分譲という話はまだ聞いておりませんので、ちょっと確認しておりません。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕も初めて聞いて、あるアトラスの方に「何か旭化成がそういうような文書、文言として残っていますか、残していたらちょっと資料として見せてもらえないか」という話したんですよ。そうしたら、それは言っていないんですよね。何か説明でそれらしいことを言っているんだけど。あそこに自治会がありまして、自治会の下に自治会があるんですよね、たしかね。それでその総会のときに、その総会を仕切っているのはその管理会社の東急コミュニティーという会社がそういう日常の運営は仕切っているわけですよ、旭化成はノータッチで。ただその総会の資料には、はっきりと分譲計画にということが文言と堂々としてまかり通って、住民の資料として、臨時総会やるからっていう資料に載っているんですよ。何だったら後でお見せします。それで、これは東急コミュニティーがつくったものなんで旭化成がつくったものではないとは言えるものの、その方のあれでいくと、管理会社の東急コミュニティーはこういうような総会をやるときにそういう宅地の関連については、必ず旭化成にお伺いというか、こういうことで間違いないですよというあれを立てて議案をつくっていますよという、恐らくそういう認識を旭化成もしててこの議案書だと思いますということを受けているわけです。それで、2月の24日にさっきその検討委員会を立ち上げたって言っていたじゃないですか、あその委員会があったそうです。そのときには旭化成の人間が来ているそうです。その旭化成の人間は、はっきりとそこで宅地分譲だということを明言しているそうです。文書として残っているかどうかは知りません。その方は心配なんで、ボイスレコーダーでとっててはっきりこれは旭化成の方が言いましたと言っていました。僕はもうてっきり、翌日に何か町のほうに旭化成の人間が行くという話をアトラスの方々から聞いていたもんで、もう聞いておられるのかなと思ってちょっと確認したんですけれど。全然そういう認識はなかったですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

宅地分譲という認識はうちのところ全然ありませんでした。旭化成は、先ほど言われましたけれども、従来自治会の役員会と協議をされてきたということなんですけれども、今度管理組合のほうで検討会を募集されて、それで今後検討されていくということまでは聞いております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その検討委員会というのはあくまでもね、その計画を進めるに当たっているいろいろ計画が当初と変わっているからいろんな問題が起こってくるわけですよ。例えばその土地の何ていうんですか、分譲その税金についてもそういう問題もそうだし、それをばらばらにやっけても1つの意見として通じないから検討委員会を立ち上げて問題を整理して、相談するところに相談し、要求するところに要求しましょうよという趣旨でつくられた委員会なんです。なのでその辺の趣旨は十分理解していただくのと、僕がちょっと問題だなと思ったのは、いいんですよ、会社のやることだからいいんですよ、宅地分譲になりましたならなりまして、そのほうが早いと思ったからならそれはいいですよ、経営判断だから。ただ、町として一緒にやった事業でしょう。向こうで勝手に伸ばした事業でしょう。前回は宅地を建てると言っていて、マンション計画に立てて、2戸建てて、それで自分たちの都合で余らせちゃったわけでしょう、勝手に。そうしたら最後まで、町にやっぱり基山町にも報告するぐらいのね、「こういうことで戸建てって言ってたけれどちょっとあれなんで宅地分譲にしたいと思います」そういう話がなかったのが、そのほうが残念なんですよ。

それで、これから先どうやってかかわっていただくというところの答えも、当然会社のやることだから見守って、ある時期になったら町が関与しますよという、まあ当然のことだと思うけれども、やはりくぎを刺す意味ではね、こういう話が出て、例えば今回のネタにしてもらってもいいです。そういうことで話を詰めていただいて、何かやっぱりちょっと違うところあるんだったら「一言ぐらい報告してくださいよ」のことは言ったっていいんじゃないですか。そこがすごく今回悲しかったことです。しかもですよ、議会側から言えばですよ、議長がわざわざ出向いていっていただいて、旭化成にあれしたところで議会の議長にも僕お話をしました。そうしたら議長も何にもそういうのを聞いていない。こんなばかにしたことありますか。そういうところと一緒にしてやろうなんてね、ちょっと悲しいと思います。なの

で、はっきり言うことは言ってですよ、「少なくともいつごろまでにこういうめどを立てるんですか」とかいうぐらいのことは町で言ったっておかしくないと思うんですけど、どうですか町長。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これはですね、本当もう私ももう10年かかりましたかね。東京に行ったら新宿に寄って、本部長とも話してやってまいりました。やっと去年、もう申しわけないけれども分譲住宅だというような話を聞いて、それももういたし方ないかなと、商業ベースですからというようなことで、まあそれじゃあという話。そしてそれは、やっぱり自治会といろいろ今までのいきさつもあって話し合わんといかんから、これから月1回ぐらいは出向いて交渉しようというふうに思っておりますということでしたので、当然そのところである程度の話は進んでおったと思っておったんですけども、分譲がやれ宅地のどうのというような話は聞いておりません。それは私もちょっと心外といいますか、そういう気持ちはいたします。だからそれはちょっと、すぐ確かめましてそれなりの話はやっぱりしたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ある意味でいうと、戸建てにしてやるんでもいいですそれは、もう企業の都合だから。だけどきちんと報告をしていただいて、消費税の上がるようになってから、今がある意味でいうとチャンスですよ、若い人たちが土地を、安い買い物じゃないですから。だからそういうところで話を進めていくには、やはり町としても一つ一つそういうところはチェックして行ってやっていかないと、また一番怖いのは何年か前の繰り返しで、やっぱりなかったからやめたわになっちゃうんじゃないかなというのが、老婆心ながら一番怖いところなんです。なのでそういうことにならないようにしていただきたい。

というのと、もう一つ町のほうにもお願いなんですけれど、その検討委員会でどういうことを話されているんですかというようなこともちらっと聞いてみました。そうしたら、今1つ出てきているのは、まだこれ具体的に皆さんの意見を取りまとめているわけじゃないんですけども、旭化成のけやき台のほうから行って東面の、ぐるっと回っていく外周道路あり

ますよね、高速のほうに面したところ、あそこがどうしても今が5メートル幅かな、6メートルかわらんけどとにかく住宅が、あそこは住宅地になるんだったらちょっと狭い感じがしますよねって、あそこを何とか広げてもらえないですかねという意見は既にもう出てきていますって、それでそれをどう取り上げるかはまだ決めていないそうです。恐らくそういう町の計画だとかそういう旭化成の計画に関して、やっぱりアトラスのけやき台の方たちは計画が変わって迷惑受けるわけですから、やっぱりいろんな要望が出てくると思うんですよ。だから、どんな要望に対しても町のほうに相談きたら、ひとつ前向きに御検討いただいて相談に乗ってあげていただきたいなと思うんですけど、その辺のお約束だけお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

約束というか、どういう話が出てくるかもわかりませんので、ある程度のところで今度これを詰めまして、そしてどのくらい進んでおるのか、そしてそういう要望があるかどうか、それは町としても協力といいますかできるところはやっていきたいというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひ、そういう方向で積極的には言いません、町長もお忙しいでしょうし、木村課長もこれからいろんな計画つくらないかんで大変でしょうけれど、でもせっかく話が進展しているところの芽を摘むようなことのないように、決して町がどうだとか企業がどうだとかということじゃないんで、やはり相まってのあそこの1つの計画でしょ、宅地計画でしょう。だからその辺は町も言うことはきちんと行っていただいて、最終的まできちんと見とってもらわないと住民としたって困るわけですよ。なのでそういうところを十分御理解いただいてですね、あるアトラスの方が言われました、本当だったらあそこ210幾つ、220ぐらいの計画だったですよ。それが1企業の都合で118ですよと、今。22区画でといったら140ですよ、基山町からしてみたら70戸、ある意味で言ったら損をしたとは言わないけれど、基山に住んでいただく人のチャンスを、ある意味ではチャンスを奪ったわけよねというような話をされたこともありました。だからぜひですね、せっかく話が時間かけて、けやき台ができてもう25

年たつのに、やっとあそこがぼちぼちめどが立つのかなと思っていたときにまたこの話なんで、最後まで僕はやはり皆さんのお話を聞いて、僕らとしても最後まで家が建ってみんなが住んでいろんな制度ができるまで、いろんな関与もしていかなきゃいけないと思うし、ぜひ町としてもそういう姿勢であそこも見守っていただければなということを最後をお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで3時35分まで休憩します。

～午後3時23分 休憩～

～午後3時35分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開し、次に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○10番（品川義則君）（登壇）

皆さん、こんにちは。10番議員の品川義則でございます。

今回も3項目について質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。また本日は、基山町の消防委員会の消防委員長であります白水様にも御傍聴をいただき心からお礼を申し上げます。期待に沿えるような質問をしたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

では、まず1項目でございます。

児童生徒の学力の格差について質問をいたします。1、基山町内の児童生徒の学力は近隣市と比較してどの程度なのでしょうか。

2、町内の児童生徒間で経済的な格差が教育の格差にも影響があるのかお尋ねをいたします。

就学援助と学力格差には関連性があるとも言われておりますが、教育長の見解はいかがでしょうか。

4番目、学習支援事業の具体的な事例とはどのようなものなのでしょうか、お示しをください。

5、近隣市において学習支援事業を実施をしていますでしょうか、お尋ねをいたします。

6、基山町では学習支援事業を行っていますでしょうか、お尋ねをいたします。

次、2項目めでございます。老人クラブ活動の活性化と支援策についてお尋ねをいたしま

す。

- 1、町内老人クラブ活動の現状はどのようになっていますでしょうか。
- 2、ふれあいサロンとの関連性はあるのでしょうか。
- 3、町は今後老人クラブ活動活性化支援策はありますか。
- 4、町老連未加入区について今後の支援策はどのようなことをお考えでしょうか。以上、2点目についてお尋ねをいたします。

最後の項目、消防団についてお尋ねをいたします。

- 1、3月3日に行われました春季防火訓練の内容はどの機関で計画を検討されたのでしょうか。
- 2、参加団員の減少に伴い、訓練計画の見直しはされたのでしょうか。
- 3、消防団は毎月1日、15日に集まり活動をしておりますけれども、その内容はどのようなものでしょうかお尋ねをいたします。
- 4、団員確保は年々厳しくなっておりますが、その現状はいかがでしょうか。
- 5、団員確保が困難であれば、今後定数の見直し等を検討されるのでしょうかお尋ねをいたします。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、品川義則議員の御質問にお答えを申し上げさせていただきます。

- 1 項目めの児童生徒の学力格差について、これは教育委員会のほうからでございます。
- 2 項目め、3 項目めをお答えいたします。

まず、2項目めの老人クラブ活動の活性化と支援策についてというお尋ねです。

（1）町内老人クラブ活動の現状はどのようになっているのかということです。町老人クラブ連合会加盟クラブは、1、3、5、7、9、11の6区で会員数は456名で町老連の老人クラブ活動をされております。活動内容といたしましては、それぞれの区でも活動ございましょうけれども、保育園での花壇の花苗植えや園児とのふれあい活動、高齢者訪問、それから研修会参加等でございます。

（2）のふれあいサロンとの関連性はあるのかということですが、ふれあいサロンは基山町社会福祉協議会が実施主体となり、参加者は地域に居住する高齢者や幼児等としておりま

す。17サロン延べ7,000人程度の方々が参加されており、地区老人クラブの方もここには多く参加はされております。

(3)の町は今後の老人クラブ活動活性化支援策はあるかということです。老人クラブ活動につきましては、高齢者の増加に反して老人クラブ加入率は減少傾向にあり、老人クラブ加入者は高齢化が進み、また加齢による退会者がふえているのに加え、ライフスタイルの多様化により入会期を迎えた方の老人クラブへの入会が減少しているといった問題等ございます。このため、参加者の増加を図ることが課題となっております。老人クラブ連合会や社会福祉協議会等連携を図りながら、活動の支援や広報等の情報発信やPRに努めてまいりたいと思います。

(4)の町老連未加入区について今後の支援策はどうするのかということですが、町老連未加入区につきましては11の区がございます。平成25年度につきましては、財政支援は今のところ考えておりませんが、情報発信等はしていきたいと思います。

3項目めの消防団についてでございます。

(1)春季防火訓練内容はどの機関で計画を検討したのかということです。これは、基山町消防団で、団長、副団長、本部長、担当部でございます。

(2)団員減少に伴い訓練計画等の見直しはしたのかということです。訓練計画の見直しは行っておりません。

(3)毎月1日、15日には消防団は何をしているのかということです。各部、通常点検、消防器具点検、規律訓練、消火訓練等を行っております。また、女性部は1日に予防広報活動、15日にポンプ操法を行っております。

(4)の団員確保の現状はどうなっているのかということです。団員確保は非常に厳しい状況でございますが、各部定員確保に向け努力いたしております。

(5)団員確保が困難であれば、今後定数の見直しは行うのかということです。現在のところ定数の見直しは考えておりません。以上でございます。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

品川議員の御質問にお答えをしております。

1項目めの、児童生徒の学力格差についてでございます。

(1) 基山町内の児童生徒の学力は、近隣市と比較してどの程度なのかということですが、児童生徒の学力を近隣市と比較する調査テストなどはありませんが、全国学力・学習状況調査では佐賀県の平均が公表されていますので、児童生徒の学力をそれと比較することができます。平成24年度全国学力・学習状況調査は、4月に小学校第6学年と中学校第3学年を対象に実施され、小中各教科ともに基山町の正答率は県平均とほぼ同等の結果でした。なお、中学校の現在の状況として中学校3年生ですが、8月と10月に中学3年対象のSAGAテスト、校長会テストとも言いますが、これは県下一斉に同じ問題をやって成績も処理するわけですが、このSAGAテストが2回実施されましたが、基山中の第3学年は鳥栖・基山地区の5つの中学の中で2回とも全教科合計の平均が最高平均となっています。この結果は、4月からの学校の取り組みによる指導の成果が結果としてあらわれてきているものと考えています。

(2) 町内の児童生徒間で経済的な格差が教育の格差にも影響があるのかというお尋ねですが、このことについてははっきりした調査を町内で実施したことはありませんので断定したことは申し上げられません。しかし、大学等の研究機関の調査において、これは全国的な調査ですが、学力と親の経済力の相関があると報告をしたものもございます。ただし、直接に経済力ばかりではなく、保護者の子供の教育についての意識や態度、生活の様式等が複合的に起因しているとの調査結果が内容に含まれております。私も、特に家庭での子供の過ごし方、親子の関係や子供へのかかわり方、学習についての親の姿勢等について、今後もっと深く考えていかなければならないと思っております。

(3) の就学援助と学力格差には関連性があると言われていたが、教育長の見解はどうかということですが、先ほども申し上げましたようにはっきりしたことは申し上げられません。大学等の研究機関の調査を見る限りにおいて関連性がないとは言えない状況があると思っております。このことについても、単に保護者の経済力の差ばかりでなく、先ほど申しました複合的な要因が多分に含まれているものと思っております。

(4) の学習支援事業の具体的な事例はあるのかということですが、5番目と関連します。5番目と一緒に答えたいと思います。

(5) の近隣市において学習支援事業を実施しているかというお尋ねです。県内においては、吉野ヶ里町で小学校1年生から3年生を対象に週1回、神埼市で中学校の3年生を対象に11月から1月の間の土曜日に、太良町では小学校4年生と中学生の希望者を対象に隔週の

土曜日に、玄海町では火曜日から金曜日にかけてそれぞれ自習形式で希望者を対象に市町の予算で実施をしているようです。

(6) 基山町では学習支援事業を行っているのかということですが、学習支援事業は町としては行っておりませんが、各学校が夏季休業及び冬季の休業中に補充学習教室等を行っております。以上、お答えといたします。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

では、続けます。1項目めですけれども、これは私は子供たち生徒の学習環境はどうかと、もう少し充実できないのかということですよ。だから、結果として24年度の学力調査では佐賀県と平均でいったら同じだということでもありますけれども、全国平均からすると佐賀県は低いですよ。全国レベルまでいっていますよね、そのところがじゃあそれでいいのかという話を私どうしても考えてしまうわけですよ。やはり佐賀県というのは元々教育県でありますから、素晴らしい人材が生まれております。それが現在においては全国レベルよりも学力テストによって明らかにポイントが低いという現状でありますけれども、そのところを先ほどの答弁の中でもですよ、鳥栖と基山地区では最高点でしたということでもありますけれども、そこに満足することではなくもう少し現実を見ればですよ、県内でも県でも高いほうではないですよ、そのところの認識はいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

全国レベルの比較を私たちはしておりますが、それとも出たり入ったりしているところありますが、一部算数、数学あたりが少し落ちていますが、それより理科は上がっているとかですね、そういうこともあって押しなべて全国とは余り変わらないというところではあります。それから、佐賀県の全国平均の調査でもそんなに有意性があるような平均を下回っているというところではないというふうに私は思っております。有意性というのは何回やっても絶対下だということがある有意性なんです、何回かやっているうちに若干の入れかわりがあるようなところに行くのではないかなというところで、どこかの下位の県は、あるいはもうはっきり有意性があるというところもございましてけれども、そういうレベルではないと

いうふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

しかしながら、きちっとした数字としてポイント出てきているわけですね。それで1つが、佐賀県が国語のB知識の活用力という部分ですね、国語Bですね。これは52.9ポイントという。全国平均が55.4ポイントですね。それで全国トップの秋田県が62.1ポイント、これは佐賀県とは9ポイントの差ですね。有意性がある子いろんな子、時によって、学年によって違ってくるといことがあってもですよ、この差というのはそう毎年変わっていないですね。これが去年は5ポイントとか2ポイント差ということじゃないですね、ほぼこのポイントで推移していますよね。ですからその仕組みとかいうことを、やり方を少し取り入れてみたらどうかということであると思うんですけど、そののところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ポイントのことで言うと、その秋田と佐賀の有意性というのは大体5ポイントと言われてます。5ポイントあると有意性があると。だから全国平均ではもう5ポイント以内できておりますので先ほどはそういう説明をいたしました。そういう中で、佐賀県の取り組みが著しく教育のやり方で劣っているかという、私はそうではないと思っております。じゃあ秋田であるとか福井であるとかは何をしているのかということ、私は今調べてみたんですが、やはり当たり前のことを、これちょっと非常に漠然とした言い方ですが当たり前のことを当たり前にやっている。要するに授業の態度も子供たちはきちんと習慣形成されていますし、それから家庭での学習とかそういうところが非常にうまくいっている。学校の授業でわかる、わかるようになったのを自宅学習でできるというふうにならなきゃいけないですね。その循環がまだ私たちのところでは足りないのではないかなと。その面では家庭との連携をして学習意欲を喚起して、そして意欲を持って家庭でも学習に取り組む態度を醸成していけばということをお考えおったところです。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ですから今頑張っていらっしゃるのはよくわかります、佐賀県の取り組みもよくわかっております。そこにやっぱりもう一つ上を目指していただく、二つ上を目指していただきたいということで、そういう環境を基山町でもぜひつくっていただきたいということでこういう質問をしているわけでありまして。それで学力の低下の原因としては、やはり今の子供たちは我慢をすることができないとか、学習習慣が身につかないとか、やっぱり安易な遊びのほうに走ってしまうとかそういう環境を保護者なり我々が与えている環境の中で、じゃあ勉強しなさいと言ってもなかなか難しいわけですし、今教育長がおっしゃったように普通のことですよね、普通のことを、生活習慣のほうで当たり前のことを当たり前にやっていく。要するに凡事徹底とかこういうこと考え方を保護者のほうにやはりきちんと伝えるべきだと思いますし、そういったことが取り組みが必要だと思ってですね。それで実際こうやって中学校のほうで4月から取り組まれて、この地区でも最高点になったということでもありますけれども、その新しい取り組みというのはどういう内容の取り組みでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この3年生はそんなに学力高いグループではなかったんですね。しかし今の3年生になってから、例えば授業の前に必ずミニテストをやる、小っちゃいテストですね。それから繰り返し学習、これを反復学習を何回もやっております。そういう学習訓練をやった成果が鳥栖、基山の中では、これ何で鳥栖、基山だけを言いますかということ、私たちの手元に来るデータは鳥栖、基山しか来ないんですよ。佐賀県全部でどうなんだというのは、序列をつけたり順位をつけたりというのを阻害するために、要するに高校入試のデータとして使いたいということでなんですが、そういうの中では結構はっきりした1番になっておったと、これ競っていたんじゃないかとですね、しっかり1番になっていたということを具体的に申します。ちょっと補足をさせていただきました。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

そういうことをしばらく繰り返し繰り返し、簡単なことを繰り返し繰り返しということであると思うんですけど。それから、先ほどの大山議員の質問の中で、選択制で少人数学級とチームティーチングですか、ということであるんですけど、1つの課題としてあるのがやはり、チームティーチングですよ、それは全学年全クラスがチームティーチングじゃないですよ、担任がいて副担任がいるという状況なのか、それとも学年に1人なのか2人なのか、全クラスなのか、チームティーチングなのかそれのところはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

各学校によって教科、それから学年でやっているところは違いますが、大体全部の学年に充当するようにやっておりますが、例えば中学校の1年生であったら算数と英語であるとか、2年生は英語だけとか、全ての教科に回るような教員の配当というのがありませんので、できる範囲の時間帯で教員の持ち時間がいっぱいになるぐらいな持ち方でチームティーチングあるいは少人数授業を各学校工夫してやっているところですので、1年生が英語数学だから2年生も英語数学じゃなくて、3年生はまた英語数学と理科とかそういうことでやっているところがございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これは町長にお願いなんですけれども、先ほども大山議員がおっしゃったように、もう少し予算をつけてもらって、町長は全く考えていないという答弁でありましたけれども、やはり子供に与える学習環境を万全のものにできるだけしなければいけないというのは、やはりしっかりそう責任だと思うんですよ、我々の。ですからそれに応えるためにももう少し柔軟に考えていただいて、より環境がよくなるような予算措置とかそういうことをぜひお願いをしたいと思っているんですけども。でなければ、なかなかその行き届いたとか十分に活用をできる政策なのに使えていないと思うんですよ、ですからその辺のところをよろしくお願いをいたします。

質問続きますけれども、ただ、チームティーチングとか副担任の制度でやると、やり方によっては非常に疎外的な部分が出てくると思うんですよ。ですからわかりやすく、教える

ほうが事細かくやわらかくして教えてしまうと、かむほうは簡単ですからなかなか身につかないという。だからかたいものはかたいまま食べさせる、やわらかいものはその味を味わって深みを出せるとか、そういったものが授業の中にも入っていく、また指導の中にも入ってくると思うんですけれども、それのところの危惧はチームティーチングを実際やられて思われたことはございませんか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

チームティーチングは、2人教員がいるんですが行き当たりばったりで授業をしているわけじゃありません。授業の前にきちんと打ち合わせをして、この場面はこの人が、この場面はこの人が、あるいは入れかわったり、そしてT1、いわゆる主の教員が授業で説明しているときにT2は回ってそこで漏れているのがないかというのを見たり、そういうことをしておりますので、割とその問題の意味もわからないとか質問の意味もわからないという子供についてきちんとした対応ができると思います。それから、それとあわせて少人数授業というのがありますが、基山小とか基山中あたりでも1つのクラスを2つに分けて2人で教えているんですよ、別々に。これは同室の集団のときもありますけれども、習熟度といいまして少し学習のレベルを分けて授業しますけれど、この授業は非常に効果があると思っています。特にわかって授業の遅いし、理解が遅い子供についてゆっくり丁寧にできるというので、ですがアンケートをとると習熟度の学習をした子供たちはやっぱりやってよかったと授業の感想が出ておりますので、そういうことについてもできる限りのシステムというか、学校で取り組んでいかなければと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私たちは少人数学習、こちらのほうもう少し力を入れられるようにできればいいと思うんですけれども、ただこれは児童数の定数によって変わってきますから、また町長にお願いですけれどもとりあえず人口をふやしてください。そして子供たちがあと1人、2人誰か連れてきてくださいというような程度のことで2クラスになって、20人とか19人で学習できるわけですよ、20人で。ですとやっぱり39人と21人という、先生の目の行き届きとか子供たち

の状況の把握というのがやっぱり相当違ってくると思うんですね。ですから、人口増対策をもう少し力を入れてよろしく願いいたします。答弁は結構ですんで。

次ですけれども、昨年、町子連のキックベースボールのときに教育長に来賓でお見えいただいて御挨拶をいただいたんですけれども、あのときに子供たちにちょっと厳しいお言葉をいただきました。あのときに私は子供たちに、私もその場で少しお話をさせていただいたんですけれども、子供たちというよりもその後ろの保護者に対して私は言ったつもりなんですけれども、やはり保護者に対するこの教育に対する関心ですね。一番最初に言われたようにやっぱり複合的なもので、やっぱり保護者のほうに環境を与えるというのは学校だけじゃなくて保護者と一緒にやらなきゃいけないと思うんですけれども。今の保護者に対する教育長の考え、感想とか、もう少し求めるものとかそういうものはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはり子供に対しての責任ある親ですね、だめなものはだめなんだとしっかり言ってもらいたいなど。結構子供が欲しがるものは大体において与えたり、そういう時間を与えたり、そういうのが結構子供すごく大事にされているなというところありますが、そういう面で厳しさというのか、ここから先はあなたは寝る時間だから寝なさいとか、ここから先は学習するという約束する時間でしょとか、それから朝ももう6時ごろ起こすとかですね、自分の家庭のルールをつくってやっていいのではないかなど。お使いにしてもそうですし、何か子供が非常に大事にされているなという感じはします。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それで、その家庭での学習とかそういう学習、家に帰ってもするような環境というのを、そういった習慣づけですね、非常に大事だと思うんです。これは高校生の話なんですけれども、高校生の学習、勉強時間ですね、日本の高校生は中国の同等のレベルの学生に比べると3分の1の時間しか勉強してないということなんです。これはやはり、私もそうですけれどもゲームだテレビを見たりとか、遊興のほうにどうしても流れがちなんですけれども、

やはり子供のときからそういった環境になれておく、そういった1つスイッチが入ればそちらのほうに集中してできるというような環境が必要だと思うんですけども。具体的に保護者に対してのそういった研修とか、講習とかそういうものをPTAとかと通じて御一緒に授業としてやられることはありますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私のほうで保護者に対しての直接のアプローチというそういう機会は特にありません。ただPTAの執行部の方が集まられたときにお話する機会があるぐらいで、基山3校のそういうときぐらいしかありませんが、直接お会いするのは。常日ごろは校長教頭会を通じてそういう思いは伝えていってるつもりではございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

最終的にはまた違うところを言いたいんですけども、就学援助ですよ。やはりその保護者の経済力によって学力の格差が出てくるというのは、これはもう調査としてはっきり出ていますし、例えば東大生の保護者の年収がどうなのかというと、1,200万までですとやっぱり正比例してその学生の数が多いという結果も出ています。ただ、それを超えると少し下がってくる部分もあるんですけども、1,200万だったらやはり年収が多い子供のほうが東大にはいっぱい入っているという、これはもう捉え方としてはしようがない部分もありますし、やはり経済的に余裕があればそういった子供たちにかかる費用も変わるからいい塾に行けるという話をするんですけども、それと相反する部分ですよ。これだけ賃金が下がって経済的に厳しいというような話になりますので、昔は父親だけが仕事をすればよかったんですけども、今は母親も出て行くという中で基山町放課後児童クラブとかいろんなことで支援をしていただいておりますけれども、この中でなかなか生活が厳しい方に、子供たちに就学援助という制度があるんですけども、これについて少し説明をいただきたいんですけども、これはどちらに聞けば。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今の分については、一定のその申請をしていただいて所得関係を調査しまして該当される方かどうかを見るようにしています。その中でそういう該当される方ということであれば、学用品あるいは修学旅行費、それから給食費等を補助するというふうにしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

これは今政府のほうで生活保護費の削減をやっています。それで基準を少し上げようとかいう話があるんですけども、実際そういうことに基山町もなるのか、それによって今実際その制度を受けている町内の子供にどれだけの影響があるのかということは検討されていまずでしょうか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

そういうことは検討されているというのは聞いておりますけれども、まだ県あたりの動き等もちょっとわかりません。それで就学指導については全部がその補助事業でやっているわけではありませんけれども、やはり近隣の周辺のその補助金の金額等を見ながら決めるということになると思いますので、今のところはまだちょっと動きをしていないところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

やはり全体的な底上げも必要ですし、上の学力、上のほうとかそういったことなくてやっぱり底上げが必要だと思うし、やっぱりその辺のところをしっかりと支えていくのが大事だと思っているんですけども。その中で学習支援事業として、吉野ヶ里とか神埼とかで行われております。それで基山小でも夏季冬季休業中の補充学習教室ということをしておりますので、この内容について説明をいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

大体補充をするときは授業形式でやるときと、演習形式でやるときと、自習形式でやるときがあるんですが、その3つをうまく使い分けてやっているんですが、授業形式でやるときはもう1回同じような授業のようなこういう単元、ここ、ということで教えるんですが、自学形式のときは自分で学習教材を持って来たのに教師が支援するというそういうスタイルです。それで期間ですが、夏休みとか冬休みの期間ですが、夏休みでも中学校が長くて前半と後半に分けて5回と3回ぐらいに分けて8回か10回以内だったと思いますが、その程度。小学校が大体5日間ぐらいをそういう教室に充てております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その内容ですけれども、担当されているのは先生がされているのでしょうか。それと参加している子供たちは大体何人ぐらいいらっしゃるのか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

担当しているのは全て教員がやっております。それから参加は、ほぼ小学校は強制といいますか、サマースクールという形で名前をやっておりますので全部出なさいということ。中学校も大体みんなほとんど来なさいという何か用事でもない限り、そういうことをやっていたと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私としては、この補充学習ですね、やっぱりそういった補助的な部分とかというのがこれから大分必要になってくると思うんです。それで、豊後高田市の取り組みがあると思うんですけれども、教育長はその点のことはいかがでしょうか、御存じでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

しっかり内容を把握しているわけではありませんが、町が主体となって町営学習塾的なことを、勉強以外にもいろんな取り組みをされているというのは聞いております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この豊後高田市は総務文教委員会も視察に行かれていると思うんですけども。人口が2万5,000人でして、そう基山町と規模的には変わらないと言ってもいいと思うんですけども。それでこの取り組みですね、端的に言いますけれど基山町も取り組むことができるのか、うちはちょっと環境として違うとかいうことなのか、いや少し取り入れて、全くパターンは違うでしょうけれども、そういうことができるのかできないのか、最初にそれをお聞きします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先に結論から申しますと、非常に難しいなという感じがいたします。それぞれの環境とかいろんな要素が違いますので、今はそういうふうに思っております。豊後高田市については、私もよく精査したわけではございませんが、学習塾とかそういうものはそんなにたくさんはないと、民間のですね。それで、そういうものをカバーするもの、それからきっかけが県内でも一番学力が劣っていたということからスタートした、そういうこと等もちょっと聞いたようなところありますが、そういうところを見ると、私たちはもっと自力で学校を中心をやっていける面が、足りない面を補っていけばあるのではないかなとちょっと考えておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

学力的に大分県で下から2番目、悪かったんですよ。上げるために、県内トップになられたわけですけども。基山町も決していいわけではないので、環境としては一緒で、これは同じだと思うんですよ。それで地域の皆さんの協力というのもですよ、まちづくり条例を町長がつくられてみんなで基山を盛り上げていこうということであればですよ、また基山

の特性からすると結束力というのは町民は意外とありますでしょうし、またけやき台等新しい住宅地ができて、すばらしい人材が今発掘をされていない、埋まったままだと思うんですよね。それが端的にあるというのが、町民会館が毎日毎日ああやってサークルとかいろんな会合、集まりが頻繁にされているということで、今のシニアの年代というのがいろんな積極的にそういった活動をしていこうということで、表で活動していくことはあると思うんですよね。そういった活力を私はぜひ取り入れていくべきじゃないかと思うんですよね。

だから、学校で先生で頑張ってくださいというのは結構なんですけれども、やはり基山の風土とするならば、やはり全体で安全面に対しても皆さん助けてください、見守ってくださいということいろんな協力を求めていますから、学習に関しても、いや、これは教師のカテゴリーだから、領域だからということじゃなくてですよ、やはり学習の面でも支援できる部分があれば、保護者のほうが質疑がなかなか難しいとか学習をちゃんと見ることができないという保護者の環境があるのであればですよ、やはり先生だけでなく地域の皆さんにも豊後高田のようにボランティアで先生を、英会話、英語とかそろばんとか、算数とかそういうものをしていただく活力をですよ、利用することも私は必要だと思うんですけれども。基山町ではやはり、我々教育委員会、学校で大丈夫だと、実績も中学校では地区で1番になったから大丈夫だと考えるのか、もう少し私は地域の方も取り込んでいくことも私はこれから必要だと思うんですけれども。教育長が難しいと思われている点は一番どこが難しいと思われていますか、取り入れることに対して。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはり恒久的に続けるためには、ボランティアだけというとなかなか長続きしない面もあるのではないかなと、いわゆる指導者に対しての謝金とかそういうものがきちんと整えなければならぬかなと思います。私も以前学校に勤めていたときに、中学校の学習ボランティアを募ったんですね、応募したんですね、これは全くのボランティアで。特に大学生で教員志望の人というふうには、鳥栖基山あたりに一円に広げてやったんですが1人も来ませんでした。小学校は多少、少し来た。しかし恒久的に学習、学生ですから長続きしませんので、なかなか難しい面があったのを記憶しております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この豊後高田の学びの21世紀塾ということなんですけれども、取り組みが平成14年度から10年。今はもう一覧表ですとすごいですね、算数、そろばん、英会話、数学、国語、英語、パソコンですね、それからいろんなものをされているわけですね。それは10年後の今ですよ。それで一番最初は、平成15年から16年は算数とそろばんですよ。合従で会場も2会場ということで、そんなに最初からもう万全で全てオーケーですよということでは進んでいないですよ。やはり先ほどの河野議員の質問であったように、昨年あったあの劇を続けていこうといった、そしてまた教育長も少し演劇という新しい目が芽生えてきたかということ捉えていらっしゃるんですよ。であるならば、やはり最初は小さい火でいいと思うんですよ。それをみんなで大きく育てていく、みんなで見守っていくということが大事だと思うんです。それで12区のほうでパトロール隊されていますけれども、最初はやっぱり少なかったと思うんですよ、益田区長も相当苦勞されて人集めされていると思うんですけれども、ああいった中でやはり今続けていらっしゃいます。そしてだんだん人間もふえている、苦しい中でも頑張っている、ほかのところもそういうふうな活動をされているんですから、やはり今CMでやっていますけれども、いつやるか、やっぱり今ですよ、という宣伝がありますけれども、今じゃないかと思うんです。教育長がこれだけ意欲があらわれてですよ、大体流れもわかってこられて、学校の改革もこれだけ進んでこられましたよね。であるならば、もう一つ踏み出して外へ出ることも必要じゃないかと思うんですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やっぱり全てにですね、全てといいますか、もう少し学校が学力、勉強のことを自信を持って責任を持ってやるという、何でもかんでも外に外にはなくてですね、外の力を学校の中に取り込んでいくというのが大切だと思いますが、もう少しやっぱり学校で頑張っていて、頑張らせたいなど、そして学校も自信をつけて子供たちも自信をつけてというふうにやらせたいという気持ちがまだ強いです。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ただ教育長の思いもよくわかります、ちゃんとしなければと思っております。ただ、子供たちは1年1年成長している。中3の子はもう3月ですから終わりですよ。新しい子供ってもう来年、じゃあ再来年とか言われたって、じゃあことしの子はどうなるんですか、来年の子供はどうなるんですかという話です。そういう環境を今つくれと思えばできるのに、思わなきゃいけないのに思ってくれなかった、だから自分たちはこうだって、いうことを今の20歳台のゆとり教育を受けた子供たちは非常に言われるわけですね。ああ、ゆとり世代だねと言われる。自分たちはその環境に入ろうと思っていなくても環境がそうってしまったからそういうふうと言われるというのも、非常に心の中で思っているわけですよ。最初からマイナスから入ってしまう、自分たちの世代というのがですね。ですから、あれはあの時代でそういうものを求めていたからゆとり教育とやっているわけですよ。それはその反省としてやったんですけれども、変えたのはやっぱりそこで思ったからですよ。これでは学力が落ちていくと。実際社会レベルで比べても落ちてきていると、これではいかんということで変えたわけですよ。その辺のところを教育長にも少しお考えいただければと思っております。

それで、やはりそのボランティアで先ほどおっしゃったんですけれども、ボランティアで人を集めるというのは非常に困難です。ここで1つあるのが、吉野ヶ里町とかああいうところは、生涯学習に関してですけれども、人材バンクですね、登録制度でやられておりますけれども、そういったことも少し取り組んではいかがかと思うんですけれども。やはり募集をして登録制で、やはり我々も人を探すの大変ですし、皆さんも1個委員会をつくれれば役職をつけなきゃいけない、どうしても充て職になってしまう、同じ方に頼んでしまうというのがだんだんふえてきていると思うんですね。ですから、大山議員がおっしゃった男女参画にしても基礎的な数字ですよ、だから区長さんが2つ、3つ役職を持たれていますよね。それは広い知識がありますし、やっぱりそれだけの活動をされているからそれはそうだと思うんですけれども、男女の参加から比べると基礎が17人男性ですよ。そこから始まっているから、やはりその辺は男女の平等というのはなかなかかなりにくい部分があると思うんですよ。だからそういうときにも、やはり人材バンクとして自分はこれが得意だからと登録をしてもらうというような受け皿をつくっていただくことはできないかなと思うんですけれども、課

長いかがですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

今、御質問の分については数年前1度か2度か募集はかけております。やはりなかなか集まらなかったという、まだ町民会館のほうに職員がおったときにそれは2回ぐらいやったんですけれどなかなか集まらない、募集の仕方もあるかもしれませんけれども、そこで非常に苦労したというなかなか集まらないなという思いがあります。ただ、その中でやはり登録していただいた方については、いろんな生涯学習の関係とかで活躍をしていただく方もおられますけれど、やはりなかなか出てこない、探し切れないのが現実です。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

最初はそうだと思うんです、だから豊後高田でも子供たちを集めるときにやはり部活の顧問の先生とかにお願いしてから、集めてくれという話になって今中学生が下級生の講師だったとか、受験の前だったら90%の子供が参加すると、あそこケーブルテレビがあるそうなんですその視聴率が40%を超えていると、ですよ。そういう話がありますし、吉野ヶ里でもですよ、インターネットを見れば社交ダンスとかネーチャーゲームとかいろんなものが10何人の登録があるわけですよ。大変でしょうけれども最初の一步をやっぱり今踏み出すべきだと思うんですよ。それがなければ私はこれから何もできないと思うんで、ぜひそういった取り組みを少しお考えいただければと思います。

次の老人クラブについて質問をさせていただきます。

答弁の中で、ふれあいサロンの中に老人クラブの会員の方も入っていらっしゃるということなんですけれども、ふれあいサロンと老人クラブの活動というものが、いわゆる差がわからないんですけれどもそのところは違いというのはどこなんでしょうか。これは社協がやっているのと老人クラブ単独ですけれどもそこが違うのか、その辺のところの違いを説明いただければと思うんですけれども。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

違いを説明いたします。ふれあいいいきサロンのほうは、参加者自体がもう地域に居住する高齢者や幼児等となっております。老人クラブのほうは、高齢者が中心となっております。また、それぞれにふれあいサロンのいろんな社協とやっておりますので、協議の計画等も一緒に立てておまして、経費等は予算の範囲内で社協のほうから補助のほうをされているようでございます。老人クラブのほうは、自主的な組織でございまして、町のほうから補助金のほうを出しておまして、その分で活動のほうをしておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

両方とも高齢者ですよ、そこをどうして色が違うのかでわからない。高齢者でも65歳から入れるところありますし、70歳からもあります。上は80、85ぐらいまでとかあるんですけども、そこがなぜ高齢者ということでふれあいサロンと老人クラブと。それで老人クラブのほうは、退会されるところが11区は入っていないですか、町老連に入ったのが11あってということなんです、ふれあいサロンは17区それぞれに1つか2つあって、延べ7,000人参加されているということなんですけれど、この違いですよ。どこが違うのか。1つ思ったのが、今の町老連が似ているのが婦人会がそうかなと思うんですよ。婦人会がなくなった原因というのは、あのときは常任委員ですか、常任委員になってもらうのがなかなか厳しくて、それでだんだん消えていったと。役員のなり手がいないからと。なぜなり手がいないかというと、やはり町内のことよりもよそに出ていっていろんなことをしなきゃいけないという、要するに区の外、町の外にあって出ていかなきゃいけない部分が非常に苦になってということなんですけれども。老人会の方に聞くとそれも同じような答えが返ってきたんですよ。県に行っているいろんな研修を受けなきゃいけない、郡に行っているいろんなことをしなきゃいけない、町に行くと花壇の清掃とかをしなきゃいけないとか。私が入ったのはそれじゃないよって、ふれあいサロンでやっていることを私は望んで入ったと言われたんですね。それでどうも違ってきているということなんです。その辺のところ、もともと町老連に入っている区で退会された区の実情というものは、何が原因だったのかそれのところを把握をされていますか。

○議長（後藤信八君）

緒方健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（緒方京子君）

退会されたところ聞いております、先ほど議員も言われたように私どものほうで聞いている範囲では、今おっしゃったように研修に佐賀まで行かないといけないとか、役員のほうをずっとしないといけない、その言葉、その辺のところはよく聞かれました。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それを解消、苦になっていることを解消しようとするですよ、やっぱり自主的なものだからそれは老人クラブがしなきゃいけないのか、それとも町としては補助金出していますよね、幾らかかわりがあります、そういった指導はされていないんですか。いやもう県連はいいですよ、郡連はいいですよ、町のことだけお願いしますということは言えないと思うんですけども、言うことはできないんですか。その町老連を退会したということになれば、郡老連退会するとか、県老連退会するとか、これなかなか町のほうとしては言いにくいことでしょうけれども、実質的に言うんですよ、老人クラブはやっぱり地縁の組織ですから、基山町にある皆さんの住んでいるところにある大事な組織ですから、独居老人の訪問したりということも老人クラブされていますよね、いろんな清掃活動もされています、ボランティアの活動もされています、そういった地域のいろんなことをお手伝いされている団体ですよ。やっぱりそっちを残すのが基本だと、これを残すためにはやはりそういった苦をされている、苦勞をされている部分というのはやっぱりのけなきゃいけないと思うんですけども。こういう考え方はだめですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず、ふれあいサロンと老人会と違うのか一緒なのかというような話ですけども、老人クラブというのは前からあったものでもございますし、そこにふれあいサロンというのは平成15、16年ぐらいからでしょうかね、各地区に本当はもう1つ、最初は1つ、2つ植えつけとか立ち上げていった、その辺の経緯がありますし、社協が仕掛けていったというようなこと、それからもうそういうことですから組織的には全然違うということ。それとやっぱ

り参加者は、高齢者が多いということはありませんけれども、これはそれに限らず子供たちも一緒に来るともありますし、必ずしも高齢者だけじゃないというような、ちょっとその辺がやっぱり全然違うんだという認識は私もしておりますし、持っていたきたいなというふうに思います。

それと、老人クラブでございますけれども、やはり町老連も婦人会もそうでございます。活動がやっぱり広がる、そのためには役員の方もいらっしゃらなきゃいかんと。特に婦人会は、この婦人会の悪口言うといかんけれども物品販売までなさっておったと、あれも非常に一般会員の方からすれば重荷になっておったというような話も聞いております。老人会はそういうことはないようでございますけれども、やはり県とのつながりというようなこともございますし、それから町内でもいろいろと町として余りお願いしちゃいかんと思いますけれども、つついいろいろな面をお願いもしたりします。交通のこともございますし、それから子供との触れ合い、保育園の花壇の清掃とか手入れとか、いろいろなこともありますから余りそういうことをふやしていっちゃいかんなどは思いますけれども、やはりそういうことはお願いしている向きもございます。それに対して事業補助といいますか、ある程度のところは幾らかの補助、十分じゃないけれども差し上げておるといようなそういう状況でございます。余りそれが広がってもいかんという一方で、やはり町老連に加わっていただいているために、いろいろとまたよく言えば広がりが出てきているといようなこと、お互いのクラブの連携もとれるし、同じそのグラウンドゴルフにしたって一つ一つでやるよりももっと広くみんなで楽しもうやといような、そういう考え方もあろうかと思えます。その辺のところ、これから本当に町老連どうされるのか私もちょっと、もう県とはもうこうされても町単独ではいかんのですかといようなこともある役員さんには申し上げたこともあったんですけども、そういうことも考えていかなきゃいかん。それから郡老連は今もうなくなって、なくなっているといつか脱退するといことで、もうそれ自体なくなったんじゃないかと思えますけれども。そういうところはこれからやっぱり検討していかないと、また婦人会と同じとおっしゃいますけれども、そういう結果にはなりかねないという心配はしております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ですね、本当になくなっているんですよね。これちょっと古いデータなんですけれども、平成10年度が13万4,285クラブあったのが、19年、10年後ですね、12万4,120で1万クラブ減っているわけです、1万ですね。会員数でいくと106万1,370人ですね。ですから13万クラブあって各クラブから1人減ると13万人減るわけですね。統計的にいうと10年間で3.12、1クラブから減っているわけですね。すると大体100万ぐらい減るわけですね。同じことが基山町にも同じこと言えると思うんです。

今、これから老人クラブどうやって活動をしていくのかとなると、先ほど言った高齢者と一括りになりますけれども65歳から85歳ですよ。やはり年代年代で活動の内容が違ってくるのではないかということに言われているわけですね。だからその年代が一緒に活動をやるのも大事だけれども、それぞれにサークル的なものをつくって、例えば3区の老人クラブに踊りのクラブがある、謡曲ある、カラオケのクラブがあるという活動がそれぞれのニーズあってくると思うんですよね。だからふれあいサロンではそれをされているわけですね。自分たちで要望されて、じゃあきょうは少しいろんなのつくってみようとか、きょうはカラオケしてみようかといって提案されているわけですね。町長、今少し幾ばくか補助金されていると思うんですけれども、なかなか活動的に見るとそういう例ほどいろんな活動に取り組めるほどの予算はないと思うんですよね。できればもう少しですね、1人単位の補助金の額を1桁上げてもらうとか、100円でも200円でも結構ですから上げてもらうと、非常にですね、やっぱり経済的な部分があるといういろいろ出てきますから、いろんなことにも取り組めると思うんですけれども。最初に幾らかかるといふ話があると、区のほうも補助金は出していますけれどもなかなか全体的なものは減っていますから、そうは出せない部分が出ているので、難しいある部分でその辺のところ少し考慮いただければと思っているんですけれども。

それと、未加入区もやはり老人クラブとしてされているわけですね、内容に関しては。ただ、町老連とは別の活動をされていないから補助金とか出されていないと思うんですけれども、その辺のところももう少し同じ地域の中の地縁の組織ですから、活動は同じことをされていますし、3月3日の6区の消防の訓練のときにも6区の老人クラブは活動されている、花壇の清掃をされていたんですよ、中のインターのところにある。ああいうことをされていることはやっぱり地域として見れば同じことなんですよ。秋光川の花壇をされているのと、6区のインターのほうの花壇を清掃されているというのは同じことだと思うんですよね。そういったことに考慮されているならば、いやもう町老連入っていないから一律で切るんじ

やなくて、そういうことも少し協議をいただければと思うんですけども。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私でございますので。そうですね、確かに老人クラブが減ってきたとききちょっと言いましたけれども、それはいわゆる組織というか町老連なり県老連で見たところで減ってきているということだと思います。各地区地区には、それこそ1つの区に2つも3つもあるところもあるわけですから、そしてそういうところの考え方は、まあ自分たちだけで楽しもうかなと、幾らか出し合っても楽しもうかなというようなそういうのが今1つの流れにもなっておるということです。しかし、本当にそれでいいのかなと、やっぱりもう少し幅広めて全町的に楽しもうやというようなそういう思いをやっぱり町老連の皆さん方、それから未加入のところにも思っていたきたいということは私も思っております。

それから、補助金の問題ですけれども、それじゃあもうどこにでもということもちょっといかがかなと、やはり町としてお願いしているような事業もあるわけですから、そういういわゆる事業補助みたいなそういう感覚で、だからいわゆる人数でばらまきのどうのこうのじゃなくて、そういうことに御協力いただいてそしてこれをやっていただいておりますから幾らかというような、そういう形今もある程度そうですけども、これからもやっぱりそういう形に持っていかなきゃいけないんじゃないかなと。ただ単に、それじゃあ未加入のところにも皆全うというようなことはちょっと今年度は考えておりません。今年度、来年度ですかね、予算のほうでは考えておりません。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

答弁があったように、事業をしていただければ何かしらやるきっかけもできると思いますので、ぜひそういったきっかけづくりで少し提案をしていただくとか、各団体のところに町老連でも結構ですし、また各区の未加入区の個別にですよ、この地区にはこういう事業があるからこれをしていただけませんかって活動費に少しなればということで提案を少し言っていたらと思うんですけど、よろしく願いいたします。

最後ですけれども、消防団についてです。

先日訓練があったんですけれども、多くの6区の住民の方に参加をいただき、また消防団も120名を超える多くの団員が訓練をされたわけなんですけれども。ここはちょっとOBとして少し見た部分ですね、それから前期は消防委員でしたのでその部分から見ると少しこれは怪しいなど、本当に大丈夫かなというものがあったんです。言いますのも、ある区のある部の消防団員の先頭、筒先ですね、一番ホースの先端を持っている者がホースを投げて持っていくんですけれども、雌と雌を持って走っていったんですね。筒先は雌ですから。ホースの雌を持って走って行って、間違えたもんで取りかえたんですよ。それをみんなが見ている前で、一番多い観客のところでしたんですよ。びっくりしたんですよ。それでその次に見たのが、同じようにまた別な部なんですけれども、2重巻きしたホースをしゅーっと昔は訓練をして直線で行くように我々は訓練をされたんですよ。私は下手でしたからなかなかうまくいきませんが、上手な方は本当に一直線で伸びるんですよ。それを実際3日に見たときに、うわーっと思ったんです。思わず本当に声が出たんですよ。持つところは違っている、方向は違っている、腰はふらふら、これで実際1月に起きた火災のときはどうだったんだろうかという。聞いてみるとあんまり芳しくない評判も聞こえてしまったんですよ。それで実際、先日の訓練を見たんですけれども、実際この訓練ですけれども、実践に沿ったものなのかですよ、3日の訓練が春季防火訓練が、実践を想定したものなのか、それとも広報活動、消防団のを知ってもらおう、これだけの訓練やっていますよというものなのかですよ。こうやって訓練の実施要項もありますし、訓練の着意事項もちゃんとありますけれども、なかなかこれが、進行どおりには行っていますけれども、内容的に見ると本当にこれでいいのかと。住民の方は安心されて頑張っているなど、私も本当に消防団は一生懸命頑張っているとは思いますが、逆に言うとそれは訓練をさせている、している状況に与えているのかというのが私非常に不安なんですけれども。町長いかがですか、最高責任者としてあの場面にいらっしゃったわけなんですけれども、私が今言った2つのちょっと、ぐっとくる思いがあったんですけれども、その辺のところいかがですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに今御指摘のように、そのホースが持っていく方が間違っていました。それは消防署

員も分署長も一緒に見ておまして、ああーと言った、これは確かにございましたし。まあしかし、それはもうお聞きしていかんことですけれども、やっぱりその辺も訓練でございましょうし、反省もしているでしょうし。それからポンプ操法あたりも本当にまさにそうですよね。真っすぐ伸ばすのをそれを競うというか、それを訓練するというようなことですから、そういう訓練もやっぱりその中で必要、やっていくということだと私は思っております。それで最後の挨拶のときに申し上げたように、これの積み重ねが実際のときの火災に役立つ、そうならなきゃいかんし、そうなるんだというような挨拶をちょっとさせてもらったけれども、私もまさにそうだというふうに思いますので、訓練反省すべきところ指摘するべきところは指摘して、これからやっぱり訓練はそういう形でやっていきたいなと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

ぜひですね、そういったことをお願いをしたいと思っております。それで、1日、15日に集まっていたいて、防災の日とそれから団長巡視ですか、集まっていますけれども、昔も訓練はいろいろしておりました。それで今一部を本部でですね、年に4回ぐらい担当区4つありますので、実際の訓練をやっているわけですよね、それで水を出してその一部なり本部なりで競い合ってやっておるわけですよね。それでああいった実践というのがやっぱり消防は必要ですし、その積み重ね、今言われたように積み重ねがどれだけあるかなんですけれども、ぜひほかの部で多少やられていると思うんですけれども、実践に即した消防活動がしていただきますので、消防委員会にもぜひ提案をしていただきたいと思いますと思っております。

それから、今回の訓練ですけれど6区の池の坂地区ですけれども、非常に水利が悪いところであるんですけれども、消火栓と防火水槽があったわけですけれども、あの消火栓と防火水槽、この設置の距離ですね、あれは基準があるんでしょうか。それのところをお尋ねしますけれども。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

ちょっと防火水槽については確認していませんけれども、消火栓につきましては半径120

メーターの範囲で、それから最大200メートルまで、ホースを伸ばした時点が200メートルですね、それまでの範囲であれば消火栓を設置するということになっております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それと、この訓練ですけれどもいつも火災訓練を行われておりますけれども、基山町ですと土砂災害とか水害、河川の氾濫とかそういうものの訓練をこういった春季と秋季2回ありますけれども、そういったところで基山町の消防地区の大きい区割りではされていると思うんですけれども、町内でそういった訓練を私はすべきだと、する必要があると思うんですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

当然、集団的な避難訓練等もあると思いますけれども、これに対しては鳥栖広域のほうで昨年ですか、やっております。これは合併して回数が回ってくるのは早い状況になっておりますけれども、その辺も含んでから今後検討が必要だと思っております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

最後ですけれども、いろいろ質問をさせていただきますけれども、質問の途中で言いましたけれども、いつやるかというのはもう今だと思うんですよね。基山町は単独でやっというふうには私は、町長は何とか健全財政でしっかりとやっていきたいということでありまして、そのためにはやはり町民の力を結集してですよ、するべき、それは今だと思っております。ぜひ少しでも前へ進んでいただきますように心からお願いをいたしまして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で、品川義則議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後4時45分 延会～